

みんなのレポジトリ

国立民族学博物館 学術情報レポジトリ National Museum of Ethnology

Anthropology in ‘Multicultural’ Australia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大野, あきこ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003931

「マルチカルチュラル」オーストラリアにおける人類学

大野 あきこ*

Anthropology in 'Multicultural' Australia

Akiko Ono

Australian society has been transformed from a settler colony to a multicultural nation state, having passed through the racially discriminative White Australia Policy. The problems of present-day anthropology in terms of disciplinary survival among the competing social sciences derive from the historical particularities which this process of transformation of Australian society has generated. This paper briefly reviews the discourses of official Australian multiculturalism, followed by a history of anthropology in Australia. It then explores the present-day problems and possibilities of anthropology. Lastly, I offer some suggestions as to what might be useful in the task of solving these problems.

Multiculturalism was introduced into Australia to serve the official policy of controlling the diversification of domestic ethnic minority groups. Its fundamental concept consists in maintaining integration into the public social system while aiming at controlling the ethnic minority groups of immigrants from hundreds of different cultural backgrounds. The official discourses of Australian multiculturalism have emphasised the national identity which is expected to grow on the basis of the mainstream 'Anglo-Celtic' culture. As to the development of the institutionalisation of anthropology in Australia, it is important to look at past national expectations of the uses of anthropology for colonial administration at home and later in Papua New Guinea especially, and also, in the present, to the diversifying interdisciplinary enterprises and projects in the applied social sciences, although the history of the push to institutionalise Australian anthropology was driven by intellectual fascination

* オーストラリア国立大学大学院考古学・人類学研究科

Key Words : anthropology in Australia, Australian multiculturalism, Aboriginal studies, Melanesian studies, anthropology at home

キーワード : オーストラリアにおける人類学, オーストラリアのマルチカルチュラリズム, アボリジニ研究, メラネシア研究, 「ホーム」研究

with Aboriginal societies and cultures. There has never been an Australian school or even style of anthropology in Australia. Expatriates have occupied the majority of the Australian chairs over the years, which has led ‘anthropology in Australia’ (rather than ‘Australian anthropology’) to be influenced by most of the schools and currents to be found elsewhere. Postgraduate training, however, today seems to be overly project-centred, i.e., being exposed to a higher educational milieu in Australia does not necessarily mean one can internalise the discipline’s own codes and standards of research, theoretical frames of reference and so on. Aboriginal studies have been resurrected by the need for involvement in land claims and native title cases regarding which anthropologists must deal with the frame of recognition of ‘unchanging’ tradition and culture imposed by legislators. Those who attempt to do anthropology at home are extending their research interests beyond ethnic minority groups and white Australian communities into such differences as gender, class and so on. I conclude by suggesting that anthropology’s challenges lie in better appreciating the role of fieldwork and ethnography as well as rethinking the dichotomy between ‘home’ and ‘the field’.

はじめに	「ホーム」研究をめぐる
1 オーストラリアとマルチカルチュラリズム	3.1 「ネイティヴ」研究
2 オーストラリアにおける人類学の歴史	3.2 「エスニック集団」研究
3 オーストラリア人類学の現状——「ネイティヴ」研究, 「エスニック集団」研究,	3.3 「ホーム研究」
	4 課題と展望

はじめに

本稿ではオーストラリアにおける人類学の現状を、マルチカルチュラリズムとの交叉点に焦点をあてて紹介していきたい。それにあたって、最初に明確にしておきたいことがある。本稿での議論における、マルチカルチュラリズムの位置づけの問題である。今回の特集：世界の人類学・第二部のテーマは人類学と隣接諸分野との関係を考察することであるが、本稿では人類学とマルチカルチュラリズムの関係を、競合しあう社会科学の理論的枠組みの文脈では取り扱わない。オーストラリアのマルチカル

チュラリズムは、一連の移民政策とその帰結を管理するための理念・概念であり、学問分野あるいは社会科学の理論枠組みとして成立しているわけではない。もちろん、オーストラリアのマルチカルチュラリズムは国家政策として発展してきたため、「公定」(official)のマルチカルチュラリズム言説(すなわち、国家によって定められた理念)および研究者が生産するアカデミックな言説をめぐっては、盛んな議論が取り交わされている。また、移民研究や政策研究などの社会科学の諸分野においては、諸言説の構築過程や相互作用を分析した優れた業績も多くみられる。しかしオーストラリアの人類学が、政策決定上も理論的議論の場においても、このようなマルチカルチュラリズム言説に影響を与えることはほとんどない。マルチカルチュラリズムの公定言説および研究者や運動家たちが用いる文化の概念は、人類学者が用いる文化の概念とは異なる。マルチカルチュラリズムは、マイノリティ集団が集団ごとの「別々かつ平等な」権利を要求するアイデンティティポリティックスに起因する。この文脈で想定される文化とは、人類学が社会科学の分野として議論を重ねてきた文化概念のごく一部分に固定されている。これが主要因となって、政策や運動への関与はもとより、概念的枠組みの領域で相互貢献の可能性もあるマルチカルチュラリズム研究者との関係においても、有益な理論的競合は生まれにくい。

一方で、入植植民地として始まったオーストラリアが政策的に「マルチカルチュラル」な移民国家へ変容していった過程は、オーストラリアの人類学に不可避の影響を及ぼした。オーストラリア国内の人類学とマルチカルチュラリズムの関係に射程を合わせる場合、両者の理論的共約可能性(あるいは不可能性)を考察する分析視角も可能だが、むしろこの社会変容の歴史的な文脈に目をむけることが重要であると私は考える。そして、今回の特集のテーマに沿うかたちでオーストラリアの人類学が現在抱える問題点と課題を見るとすれば、表題にあえて括弧つきで表現したように、オーストラリアが「マルチカルチュラル」な国民国家へと形成されていった歴史的な文脈にその発生源があることを、本稿では明らかにしたい。

私とオーストラリアとの関わりは、日本で大学院在籍中に、人類学の修士論文の研究対象としてオーストラリア先住民(以下アボリジニと呼ぶ)を選んだことから始まる。正直な体験談をのべると、当時も今も、調査研究を目的としてオーストラリア先住民のコミュニティに入り込むことはひじょうに困難である。調査慣れした現地の代表者たちが「おきまりの」調査パターンを与えてくれる、いわゆる「伝統的」(traditionalあるいはtribalと呼ばれる)コミュニティに入り込むことは、規定の手続きを踏めば表向きは可能である。だがそれも、実際は各コミュニティに入り込んだ先

行の高名な人類学者たちによる強力なあと押しが必要である。また、アボリジニ側が開示情報を管理し、自集団の利益のための調査を誘導する場合が少なくない。そのような問題を避けようとするれば、アボリジニ自治区以外の、代表窓口もなく研究ルートも開拓されていない地域が候補となる¹⁾。しかし現在では、アボリジニ自治区にある伝統志向型のコミュニティであれ、アボリジニが少数派である地方や都市部に住む人びとであれ、以下の項で触れる土地返還請求 (land claim) および先住権原 (native title) をめぐる利害闘争によって内部事情は不穏な状態にあることが多い。土地権、先住権原請求に関わるコンサルタント人類学者をのぞき、部外者の立ち入りは嫌われる傾向にある。得体の知れない外国人 (それも非白人) の調査者が、民族誌データとして有効な情報を収集できるほど良好なラポールを (適正な数のインフォーマントとの間に) 築くには、多様な問題を抱えたまま、長い時間をフィールドで過ごす覚悟が必要である。その場合、物理的にも精神的にも、現地の人類学者養成機関の制度的サポートが不可欠である²⁾。遠い日本に研究の制度的基盤をおいては、研究上の興味を満たすフィールドを適正に選定することは不可能に近いと思えた。このような経緯から、2001年にキャンベラにあるオーストラリア国立大学 (The Australian National University, 以下 ANU と略す) の教養学部 (Faculty of Arts) に属する考古学・人類学研究科 (School of Archaeology and Anthropology) の博士課程に留学し、2007年に博士論文を提出した³⁾。

私の目的は ANU で学位を得ることではなく、アボリジニを題材にして社会人類学の博士論文となりうる民族誌を書くことであったが、はからずも博士論文を英語で書き ANU に提出することになった。(英国連邦出身以外の) 留学生が ANU の人類学の博士課程を履修するためには、日本の国立大学の倍近い学費を4年分払わねばならないうえに、私の場合はキャンパスでの生活だけでなく、先進国オーストラリアでの長期フィールドワークに要する莫大な生活費を確保しなければならなくなった⁴⁾。資金が揃うまであえて数年間の研究活動のプランクを受け入れたが、ANU に渡った当初から私には研究者予備軍としての自覚があった。ところが、ANU の人類学博士課程に学ぶ同僚たちの就学事情は大きく異なっていた。何年間も憧れに近いまなざしをむけていたアボリジニ研究の総本山でもあり、またアジア・太平洋地域随一の人類学者養成機関である ANU 人類学の場に身を置く研究者の構成の内実を、私は一種の驚きをもって体験することになった。これについては、後述するオーストラリア人類学の現状に関する項で立ち戻ることにした。

次項では、オーストラリアのマルチカルチュラリズム言説の展開過程を概説する。

入植植民地が「マルチカルチュラル」な国民国家へ変容していった過程と人類学の動向の相互関係に焦点をあてるのが本稿の主旨だが、他国とのマルチカルチュラリズムとの違いも含め、オーストラリア固有の文脈を読者に知っていただくために、ごく簡単な整理をおこないたい。オーストラリアのマルチカルチュラリズム研究自体に興味のある方は、日本でも優れた研究（塩原 2005; 関根 1991）があるので、ぜひそちらを参照されたい。次の項ではオーストラリアの人類学の歴史をたどる。アボリジニ研究とメラネシア（特にパプア・ニューギニア）研究が長くオーストラリアの人類学の二大潮流であったが、それを軸に国内で展開した人類学の制度化に注目する。続く項では、マルチカルチュラリズムの帰結としての「エスニック集団」研究と「ホーム」研究の興隆、および、応用研究へのニーズによって復興したアボリジニ研究が抱える光と影に触れながら、オーストラリアにおける人類学の現状とその特徴を考察する。各項の議論の推移に沿って、次頁の関連年表（表1）を参考にさせていただきたい。年表には、移民政策の推移、国内の人類学研究の制度・関心と、関連するその他の出来事を並列してある。最後に、オーストラリアにおける人類学の課題と展望について、私個人のかざられた体験から得た知見ではあるが、意見を述べることにしたい。

1 オーストラリアとマルチカルチュラリズム

入植植民地であるオーストラリアでは人口減少の恐怖を克服しなければならず、とくに産業界の深刻な労働力不足という大問題を解決するために、戦後、大規模な移民供給を達成するための移民プログラムが導入された。この大量移民政策がもたらした状況を管理するための政策が試行錯誤されたが、オーストラリアではマルチカルチュラリズムとはこれらの政策の根底となるにいたった理念、あるいは概念である⁵⁾。アメリカ合衆国において人類学者がマルチカルチュラリズムに無関心である理由を、人類学の立場からターナーはこうあげている。

「人類学とは違ってマルチカルチュラリズムは本来、社会を改変するための一つの運動である。それが一つの理論的分析を発展させているという点では主として概念的枠組である。つまり、合衆国やイギリスにおいて支配的なエスニック集団（あるいはそのエスニック集団によって殆ど排他的に構成されている支配階級）の文化的ヘゲモニーに対して、教育システムの現場においてヘゲモニックでない集団の文化的表現の平等な認識を求めるといって挑戦的な枠組みである。マルチカルチュラリストにとって文化とは、第一に社会の平等を求めて闘争する集合的な社会アイデンティティのことである。…そしてマルチカルチュラリストの目的に、人類学者が作った文化概念のすべてがあてはまるわけではないのだ。こ

表1 関連年表 オーストラリアにおける移民政策と人類学の動向

年	移民政策と政権		オーストラリア国内の人類学
1778		英政府、NSWの植民地宣言	1606 ~ 素人調査による収集と記録
1850		ゴールドラッシュ(ヨーロッパ諸国、中国、インド移民急増)	1899 スペンサーとギレン「中央オーストラリアの先住部族」
1900	オーストラリア連邦発足、白豪主義にもとづく移民規制法	1883 アボリジニ保護局設置	
1920	白豪主義	1921 ハバブアニューギニアがオーストラリア委任統治領に 1920 ~ 南ヨーロッパ諸国からの移民増加	1925 シドニー大学に人類学講座 ハバブアニューギニア、太平洋諸島研究～ アボリジニ研究衰退～
1930		1942 日本軍ダーウィン爆撃	1946 ANU 太平洋研究所に人類学講座 インドネシア、東南アジア研究も盛んに～
1940	移民省設立(ヨーロッパ系労働者対象)	1967 国民投票で憲法改正、アボリジニが市民権獲得	1955 西オーストラリア大学に人類学講座
1947	戦後移民プログラム、本格的に開始	1969 アボリジニ保護法廃止(NSW)	1964 国立アボリジニ研究所設立
1950		白豪主義反対運動強化	
1960	同化主義、統合主義		
1970	ウィットラム労働党政権 マルチカルチユラリズム	1970 ~ アボリジニ行政の転換—「自己決定」政策	
1975	フレージャー自由党政権 1978 インドシナ難民受け入れ開始	1976 北部準州アボリジニ土地権法制定	
1980	ホーク労働党政権	1992 連邦最高裁 マボ判決 1993 先住権原法成立	アボリジニ研究の応用研究が盛んに～
1990	(1991 労働党首、キーツァインクに交代)	1996 連邦最高裁 ウィック判決 下院選挙でハンソン当選	「ホーム」研究(移民・白人主流社会対象)～
1996	ハワード自由党政権	1997 ハンソン、国民統一党を結成	
2000	～2007 ハワード政権は第4次まで継続	2000 シドニーオリンピック開催	
2007	11月総選挙でラッド労働党政権誕生(注8)参照)		

(西川・渡辺・マコーマック編 1997: 294-302), (藤川編 2004), (Peterson 1990) をもとに筆者作成

の基本的な違いが、マルチカルチュラリストと人類学者の間にある誤解・相互の無関心・憤りの多くを生じさせている」(ターナー 1998: 158, 傍点原文)。

同様に、オーストラリアにおいても、理論的領域で人類学者が建設的にも批判的にもマルチカルチュラリズム研究に貢献しているとはいえない。アメリカ合衆国ではマルチカルチュラリズムはエスニック・マイノリティ集団の権利要求運動を起源とする社会運動の概念として発展してきたが、オーストラリアとカナダでは公共政策として1970年代にマルチカルチュラリズムが導入された。国家政策として導入されたために、オーストラリアの公定マルチカルチュラリズムの概念枠組みからは、支配的なエスニック集団の文化的ヘゲモニーに対する挑戦という要素は後退している。

オーストラリアの公定マルチカルチュラリズム理念の基本は、社会制度における単一性を維持しながら、私的領域における文化的多様性を尊重するモデルである(塩原 2005; 関根 1991)。当初から、戦後の大規模な移民プログラムの不可避的な帰結として、何百もの多様な移民のエスニック文化が共存する社会が出現してしまったという現実を統治することが第一義であった。文化的多様性を認めた上での社会福祉サービスの充実や不平等の是正は、多様なエスニック集団を管理する手段として有効だとみなされたわけであり、究極的理想として意図されたのは、アングロ・ケルト主流派集団中心の国民統合の維持であった。しかし人類学者が無関心でいる間にも、概念枠組みとしてのマルチカルチュラリズムをめぐる研究は、オーストラリアでも活発にエスニシティや文化概念の再考を取り込んでゆき、現在では大勢において、アイデンティティポリティクスが内包する文化本質主義を乗り越えようとする方向性を持つようになっていく。ところが、このようなアカデミズムにおける反-本質主義的なマルチカルチュラリズムの論理は、ネオ・リベラリズム⁶⁾の価値規範を正当化した論理として流用され、ハワード保守政権においてマルチカルチュラリズムの公定言説に組み込まれるようになる。オーストラリアのマルチカルチュラリズムを研究する塩原は、1990年代から2000年代のオーストラリアのマルチカルチュラリズムがネオ・リベラリズムを正当化する共犯関係に陥った経緯を丹念に検証し、それをマルチカルチュラリズム理念への反-本質主義の導入が生んだ「意図せざる帰結」と位置づけている。(塩原 2005)。

実際には、1980年代後半からアングロ・ケルト主流文化を中心にすえる国民統合の枠組みを批判する議論がはじまる。究極的には諸ネイションやエスニック文化を超えた市民的連帯を創出しようとする論理が出てくるのである。マルチカルチュラリズムは白豪主義よりはよいナショナリズムではあるが、目標とされるべきは、エスニッ

ク集団の文化を融合した「コスモポリタン」国民文化を統合の枠組みとする、「ネーションなきコミュニティ」であるとするのである。やがて1990年代には、既存の国民国家の統合枠組みそのものを批判し、主流ナショナリズムを解体することを目指す議論が現れてくる。そこでは既存の公定マルチカルチュラリズムは、支配的集団の文化的ヘゲモニーを維持しマイノリティを従属化する言説として批判される。たとえば、精神分析人類学的手法をとるハージは、既存の公定マルチカルチュラリズムを「ホワイト・マルチカルチュラリズム」と名づけ、その実践論理は「包摂と排除の弁証法」であるとした。非白人の移民は主流政治プロセスへは包摂されない代わりに、文化的空間において包摂され、その一方でかれらの意志が排除されてゆくというのである（ハージ 2003: 205-250）。これらの批判的議論においては、行為主体による越境的日常実践が相対化の可能性として論じられる。

そして1990年代には、これらの批判的議論への対抗として、「アングロ・ケルト」主流文化中心の公定マルチカルチュラリズムを擁護し、主流ナショナリズム中心の国民統合を再構築しようとする「ネオ・リベラル」（塩原 2005: 93-100）なマルチカルチュラリズム言説が台頭する。留意すべきは、この論理が積極的にエスニック文化および「アングロ・ケルト」主流文化の本質性を否定することである。エスニック文化を本質主義的に主張することは国民の分裂を招くとして退けられ、集団ではなく個人としての文化的に多様な人びとがマルチカルチュラリズムの主体として強調される。そこで、かれらが統合されてゆくべきナショナルアイデンティティとして、「アングロ・ケルト」主流文化が強調されるのである。この論理は、ハワード保守政権成立後、オーストラリアの公定マルチカルチュラリズム言説にくみこまれる。

こうしてみてもとくと、これらのマルチカルチュラリズム批判の理論的展開は、近年の人類学の理論的関心事に重なるものである。にもかかわらず、マルチカルチュラリズムに関する議論に人類学者が積極的にかかわることがなかったのは、マルチカルチュラリズム研究が異文化を材料としながらも、「ホーム」をめぐる研究であるからである。オーストラリア人類学がホームに異文化研究のフロンティアを見たのは、周知のとおり、アボリジニ社会に対してであった。植民地化の過程でアボリジニ社会が急激に崩壊したことで魅力的な研究対象としての熱が冷めたあと、オーストラリア人類学のまなざしは、新たなフロンティアをもとめてパプア・ニューギニアを筆頭とするメラネシアに向かう。エスニック集団やジェンダーや階級など、ホームにある異文化への新たな注目は、まだはじまったばかりである。そして「ホーム」研究には、社会科学の分野としての人類学の存在意義につながる課題も存在している。この問題

は、本稿の中心議論として、人類学の現状および課題と展望の項で立ち戻って論じたい。

ここまでは国家政策としてのマルチカルチュラリズムをめぐる公定言説と、研究者によるアカデミックな議論をみてきた。政策としてマルチカルチュラリズムの公定言説が設定されたのは間違いはないが、社会制度と国民心性への定着のプロセスを考えると、オーストラリア固有の歴史的文脈の中で発生した社会・経済的諸力が生んだ多様な現実との相互作用にも目をむけるべきだろう。オーストラリアは、アジア太平洋地域という非ヨーロッパのただ中で孤立した、「白人植民地」として建国された。ハージは、オーストラリアの建国精神に、アジアに呑み込まれるのではないかという恐怖にうらうちされた「白人パラノイア」を指摘し、これが白豪主義政策の基盤となったと指摘する（ハージ 2003）。アジアは非ヨーロッパ、すなわち、非文明であると見なされた。オーストラリアの歴史を研究する藤川は、悪名高いオーストラリアの白豪主義政策に特別な価値が与えられたのは、オーストラリアの歴史に神話性が欠如していたことと深く関係づけられるとする（藤川 1995: 135）。1901年に連邦政府が設立されてオーストラリアはイギリス連邦内の自治領となる。これはイギリスからの象徴的独立を意味するが、藤川によると、そのとき建国神話を全くもたなかったオーストラリアは、「有色人種を、とりわけアジア人の特性を否定的に表現することによって、白人の国家オーストラリアの有する肯定的な価値を生み出そうとした」（藤川 1995: 136）という。そこではアジア人は、高貴な人種とされたオーストラリア人と対極に位置する狡猾で危険なアジア人として構築された。白豪主義の移民制限法は連邦政府成立の年に制定されたが、それを支える理念は、生活水準がオーストラリア人と同等で人種的性格が劣っていなければどのような人間でも受け入れると謳ったが、アジア人はそれに含まれなかった。アジア人と結婚することで「生活水準や人種的性格が墮落」し、「アジア人は教育によってますます狡猾になり、その特殊な倫理観や社会的習慣によってオーストラリア人の幸福への脅威となる」とされたのである（藤川 1995: 136-137）⁷⁾。

オーストラリアは1960年代まで、国内政策では先住民文化を徹底的に根絶する方策をとり、移民政策では非白人を入国させず、市民権を与えないとする二本立ての原則に守られてきた。だが、戦後の大量移民政策が、この社会に大変化をもたらした。戦後の移民政策では、当初は「比較的白い」東欧系やドイツ人、また「肌の浅黒い白人」とされるレバノン人・南欧系から受け入れが始まる。依然として同化不可能で危険だとみなされたアジア人とはちがって、かれらはすみやかに「アングロ・ケルト」

主流文化に適應し、やがてみわけがつかなくなるだろうと考えられた。これが同化主義政策である。しかしその見込みとはうらはらに、現実には移民第一世代は言語も文化も、英語・英国圏に同化することはなく、非英国系の多様なエスニック集団が公的領域において可視化してゆく。非英語系の言語コミュニティに対処する政策が必要であることが顕在化した結果、1972年からのウィットラム労働党政権（1972-1975）で、福祉政策や文化的統治の政策としてのマルチカルチュラリズムが提唱される。これは次のフレイザー自由党政権（1975-1982）でも継承され、促進されてゆく。

この動きは、アジア人・アジア文化への人種主義的偏見の見直しも含んでいた。英国依存体質からアジア・太平洋国家化へと変化していったオーストラリアの政治、経済、軍事面の歴史的变化がその背景にある。第二次大戦を契機として、かつての宗主国英国との関係の疎遠化がはじまる。戦後、英国がアジア・太平洋地域から軍事力を撤収するとともに1973年にはECに加盟し、オーストラリア・ニュージーランドとの伝統的な経済関係を打ち切るにいたって、オーストラリアは政治的、軍事的、文化的に米国への依存を強化してゆく（関根 1997: 154-156）。アジア諸国の近代化と経済発展をまえにしては、アジア人を人種的に劣っているとする前提の白豪主義は不適切となった。1960年代以降の日本との経済関係の強化、ASEAN諸国の経済成長という状況の中で死活問題になったのがアジアとの経済関係強化であり、白豪主義は1970年代までに廃棄されるにいたったのである（関根 1997: 156）。

こうして、社会変化に対応する政策としてのマルチカルチュラリズムが白人オーストラリア層にも受容されてゆくが、ハージはこの過程において「白人パラノイア」は周縁化されたが、消滅したわけではないとしている。やがてボブ・ホーク労働党政権下（1982-1991）では、マルチカルチュラル・オーストラリアという、ナショナルアイデンティティとしての概念が提唱されてゆく。前述した「コスモポリタン」国民国家につらなる理念である。国民の統合枠を「アングロ・ケルト」主流文化から、「多様な（エスニック集団の）文化」の融合に求めるこのイデオロギーは、増加してきた中産階級には支持されたが、大きな揺り戻しを生むこととなる。この時期は、かつての最大の脅威とされた「危険で狡猾な」アジア系移民が増大した時期である。1978年からインドシナ難民の受け入れが開始されている。また、1976年の「北部準州アボリジニ土地権利法」（後述）が転換点となって先住民への土地返還が認可され出した社会状況も白人層に不安をあたえた。昔から存在した国内外からの脅威——すなわち、非文明の先住民の脅威と、非文明のアジア人の流入——が復活したとして、ハージは、1950年代から1980年代にかけて周縁化されていた白人パラノイアは、これに

よって再浮上したとする（ハージ 2003: 28–29）。1996年には自由党が政権に返り咲き、ハワード保守政権（国民党との連合政権）が発足した。ハワード保守連合政権は2007年11月の総選挙で労働党に政権を奪還されるまで、じつに4期、約12年にわたる長期政権となった⁸⁾。また1996年には、反動的な人種主義を表明したポーリン・ハンソンというクイーンズランド州の市会議員が、人種差別的発言のせいで自由党の公認を取り消されたあと無所属で立候補した連邦下院選挙で、労働党に大差をつけて当選して大きな話題を呼んだ。彼女は翌年国民統一党（One Nation Party）を結成するが、当時の世論調査で全国支持率10%という高支持率を獲得している⁹⁾。

2 オーストラリアにおける人類学の歴史

アボリジニ社会と委任統治領パプア・ニューギニアという2つの柱が、オーストラリアにおける人類学の展開を方向づけてきた。周知の通り、オーストラリア・アボリジニなくして人類学の黎明期は語れないとも言える。1860年代からの進化主義理論の復活とあいまって、ヨーロッパの人類学者たちの関心は、「人類の原初形態の最適例」（Hiatt 1996: xii）としてのアボリジニ社会に注がれた。アボリジニ社会に魅了されたヨーロッパの関心と好奇のまなざしにささえられて、オーストラリアの人類学は始まった。国内での本格的な調査研究は1870年代頃からはじまるが¹⁰⁾、それ以前にも、1606年に最初のヨーロッパ人（オランダ人航海士）が上陸して以来、探検家・入植者・鉱山探査の探鉱者・逃亡囚人・役人・宣教師などがアボリジニ社会に関する資料を収集している。アマチュア民族誌家がデータを収集し、内外の学術誌に投稿することも一般的に行われていた（Elkin 1963）。オーストラリアからの研究者が発表した民族誌データに注目したヨーロッパの人類学者たちが、アボリジニに関する資料を用いて学問的名声を築いたことは、たとえばモーガン（Morgan 1964 [1877]）、フレイザー（Frazer 1910）、デュルケム（Durkheim 1961 [1912]）、フロイト（Freud 1950 [1913]）、ファン・ヘネップ（Gennep 1906）、ラング（Lang 1905）、マレット（Maret 1909）、マリノフスキー（Malinowski 1963 [1913]）らの例にみられる。とりわけ、メルボルン大学の生物学教授だったスペンサーが、地元のフィールドワーカーのギレンとともに1899年に出版した『中央オーストラリアの先住部族（*The Native Tribes of Central Australia*）』（Spencer and Gillen 1899）は、フレイザーに高く評価されて大きな反響を呼び、イギリス学界の支援によって、この頃にさかんにオーストラリアに人類学調査隊が送られはじめる¹¹⁾。

20世紀初頭に続々とアボリジニに関する重要な民族誌が発表され、1914年にはその関心の高さを受けて、初めてイギリス人類学者の重鎮たち（および同行の若手研究者）——ハドドン（Haddon）、リヴァーズ（Rivers）、マレット（Marett）、マリノフスキー（Malinowski）、ラドクリフ＝ブラウン（Radcliffe-Brown）ら——がオーストラリアに会した。これはスペンサーの手配によって、イギリス科学振興会が初めてオーストラリアで学会を開催した機会をとらえたものだったが、これによって、オーストラリアの大学に人類学講座を設けようという気運が高まった（Peterson 1990: 5）。1925年、シドニー大学に最初の人類学講座が設置され¹²⁾、ラドクリフ＝ブラウンが初代教授に就任する。だが、イギリス人科学者を中心にした人類学制度化の動きの一方で、国内では人類学は「整理・収集」——言い換えれば、事象の解釈をむねとする民族誌の蓄積——の時代が続く。ヨーロッパから遠く離れた入植地であったオーストラリアにおいては、高名なヨーロッパ人類学者の現地コレスポネンスとして民族誌データを提供し、ヨーロッパの人類学者はそれを理論化に用いる一方、国内の民族誌家は貴重な資料の整理・収集を担うという図式は必然的な流れだったと言える。専門家による組織的・学問的な人類学研究的時代は、第二次大戦後の制度の充実に待たれることになる。

2番目の人類学講座は、1946年に新設されたANUの太平洋研究所（現在の太平洋・アジア研究所）に設けられた。1955年には西オーストラリア大学でアボリジニ研究講座が開始し、1961年に人類学部として独立した。しかしオーストラリアの人類学界では、アボリジニ研究への関心は急速に薄れてゆく。ラドクリフ＝ブラウンが1931年に辞任したあと、アボリジニ研究は後任のエルキン（Elkin）に率いられるが、1920年代から30年代の研究者——エルキン、スタナー（Stanner）、マッコネル（McConnel）、ハート（Hart）、カベリー（Kaberry）、ストレーロウ（Strehlow）、トムソン（Thomson）など——が依然として中心をになう状態であり、アボリジニ研究者の育成は低迷する。

背景のひとつは、明らかに第一次世界大戦後の政治情勢である。1921年からパプア・ニューギニアがオーストラリアの委任統治領となる。いまだ人類学という学問が大学で制度化されていなかったこの時期に、人類学に実用的な成果を期待する方向性が生まれる。植民地管理の道具として有益な科学的データを収集することが、人類学研究的の根底に組み込まれた。ニューギニア担当の行政官は、シドニー大学の人類学部での1年間の研修を受けることになり、その制度は第二次大戦末まで継続した。一方、2番目の背景として、アボリジニ社会自体の衰退がある。ラドクリフ＝ブラウン

に代表される構造機能主義が人類学研究を席卷したことが間接的に影響したともいえる。つまり、ニューギニア社会とは異なり、もはや人口が激減し伝統的社会・経済生活が急速に衰退していたアボリジニ社会には、この参照枠にみあう有用な材料は見いだせないという認識が共有されたのである。アボリジニ社会研究が衰退すると、イギリス人類学者の間でフィールドとしてのオーストラリアへの関心が薄れてゆく¹³⁾。さらに、第二次世界大戦後、アボリジニ研究にはさしてえるものがないという認識は定着する。道路や航空路が整備され、奥地のオーストラリアとの交通が増加するにつれ、国内では人類学の「フロンティア」は消滅したとみなされ、ほんものの非西洋は国外（たとえばニューギニア・太平洋諸島・アジア）にしかないとされた。オーストラリアのアボリジニ研究からは人類学界の主流の興味を惹く議論はほとんど提供されなかった。1950年代から1960年代の人類学におけるアフリカ・メラネシア研究の振興とは対照的に、国内（アボリジニ）研究には資金が投入されず、バート夫妻（R. M. & C. H. Berndt）、リアイ（Reay）、メギット（Meggitt）、ワースレイ（Worsley）、ベケット（Beckett）らのように、アボリジニ研究に手を染めた人類学者でさえ海外のフィールドに流出していった（McKnight 1990: 62）。

こうしてオーストラリア人類学は、アボリジニ研究からメラネシアおよびアジアへと研究の重心が推移してゆく。この流れの中で、1946年にオーストラリアで2番目の人類学講座として、ANUの太平洋研究所（のちにアジアをくわえて、太平洋アジア研究所と改称）が設立されたのである。この時期、ANU人類学は、白人社会と未接触のパプア・ニューギニアのフィールドに吸い寄せられたアメリカ人人類学者の研究の拠点となったという。一方で、第二次大戦後に植民地統治と人類学との直接的な関係が終焉し、学問的教育機関としての制度化が整ったあとも、人類学のプラクティカルな有用性への期待は定着していた。ANU太平洋アジア研究所は多くの研究者を輩出することとなり、人類学界に今までにない影響を与えることになるが、設立が導かれたのは人類学の実用性ゆえだった。太平洋諸島やアジア諸国の社会・文化を理解しなければならないという戦争時の懸念を解決するために、人類学の有用性が期待されたのである（Peterson 1990: 14）。前述したように、移民政策の帰結としてオーストラリア社会が実質的に「マルチカルチュラル」になってゆくとともに、アジアの中で孤立した白人国であるオーストラリアが国家の位置をさぐるという政治的必要性が、ますます高まる。1978年にはインドシナ難民の受け入れが始まり、東南アジア・インドネシア研究も盛んになる。また1970年代は、アメリカ人スタッフが大量にオーストラリアの人類学講座に採用された時期である。この後、アメリカ文化人類学の影

響が拡大し、オーストラリア人類学におけるイギリス社会人類学の影響は減少してゆく（Peterson 1990: 17, Notes No. 2; Beckett 2002: 128）。

一方、1964年にキャンベラに国立アボリジニ研究所（のちにトレス島嶼民をくわえて、国立アボリジニおよびトレス島嶼民研究所と改称）が設立された。この設立目的は、消滅してゆくアボリジニ社会・文化の最後の資料を収集することだった。アボリジニ研究が下火である状況下で、アボリジニ文化が同化によって失われてしまわないうちに調査・収集を進めなければならないという、オーストラリアの知識層の使命感である。この設立精神によく現れているように、アボリジニ研究ではサルベージ的アプローチが強化される結果となった。ところが1970年代にはいると、それとは別の道筋からアボリジニ研究は劇的な復興をとげることとなった。1967年の国民投票により憲法が改正され、アボリジニが市民権を得たあと、アボリジニ行政が大きく転換したからである¹⁴。植民地主義の収奪に対する補償思想を基盤にした、手厚い福祉行政と土地返還請求権の認可が実行され始めた。とりわけ、北部準州を対象とした1976年の連邦土地法案「北部準州アボリジニ土地権利法」(*Aboriginal Land Rights Act (Northern Territory) 1976*)の成立が、アボリジニ研究復興の歴史的転換点となる。

現在ANU教養部本部長を務める考古学・人類学研究科教授のピーターソンは、オーストラリア人類学が成立当初から内包していたジレンマを明快に指摘している。オーストラリアにおける人類学は、アボリジニ社会・文化への純粋に学問的な関心から始まり、創始期の人類学者たちが抱いた学問的な求知心は一貫して継続してきたにもかかわらず、植民地統治にいかにも有用であることを強調することでしか制度として継続・発展できなかつたのである。そしてそれは、伝統的社会機構が衰退しつつあったアボリジニ研究への興味を失わせ、制度的支援だけでなく学問的文脈でも、オーストラリアにおける人類学の興味を、新たな「フロンティア」とみなされたニューギニアとアジアに向かわせるという結果を生んだ（Peterson 1990: 4）。社会科学としての人類学成立当初から、オーストラリアの人類学にはこのような「ねじれ」状態が胚胎していた。現在、同様の状況が再び出現している。1930年代と1960年代における二度の衰退ののち、上に述べたように1970年代にアボリジニ研究は劇的に復興する。人類学者たちは一貫して純粋に学問的関心に基づいた研究に従事しているにもかかわらず、アボリジニ研究の継続・発展のためには、土地返還請求手続き（land claim）および先住権原（native title）訴訟を筆頭にする、諸々の応用研究に協力しなければならないという状況が発生したのである。応用人類学が盛んになったこと自体が問題なのではなく、人類学との参照枠組みを共有しない法廷や行政の文脈に対応しなければ

ならなくなった過程において、社会科学としての人類学の参照枠組みをしぼる問題が派生したと考えるべきだろう。この問題については次項で詳述する。

3 オーストラリア人類学の現状——「ネイティヴ」研究, 「エスニック集団」研究, 「ホーム」研究をめぐって

オーストラリアの人類学にオーストラリア固有の特色があるかどうかといえば、答えは否である。厳密に言えば、本稿は「オーストラリア人類学」(Australian anthropology)ではなく「オーストラリアにおける人類学」(anthropology in Australia)を論じていると言うべきである。シドニー大学の人類学講座教授(Radcliffe-Brown Chair)を務め、現在は名誉教授のベケットは、2001年のオーストラリア人類学会の総会演説で、オーストラリアの人類学者は「コスモポリタンな寄せ集め」(a cosmopolitan bunch)であり、オーストラリア学派というものが存在したこともなければ、オーストラリア固有の学的スタイルさえなかったと明言した(Beckett 2002: 128)¹⁵⁾。さらにベケットによると、オーストラリア国内で現在までに就任した人類学講座教授のうち、オーストラリア出身者が9人であるのに対し、国外出身者は17人である。さらに、オーストラリア出身の9人のうち7人までが、オーストラリア国外の大学での博士号取得者である(Beckett 2002: 128)¹⁶⁾。このような研究者の採用パターンから見ても明らかなように、オーストラリアにおける人類学には、国外の人類学界で興隆する学派や動向に敏感に対応する態勢が備わっている。

オーストラリア人類学が課題をつきつけられ、隣接する諸分野との競合関係にあることを取り上げるとすれば、他国の例にもれず、それは歴史学、カルチュラル・スタディーズ、サバルタン・スタディーズなどとの競合という一般的な議論を踏襲することになる。たとえば、オーストラリアでも植民地主義と社会・文化変容は重要なテーマとして受け止められ、日本でもよく知られているように、トマス(Thomas)やジョリー(Jolly)などの、太平洋地域の歴史人類学的研究は、1970年代から急成長している(Acciaoli et al. 1999: 68)。ポストモダン人類学も、ヨーロッパ・アメリカの理論を基盤に学ばれている。ANUでは1997年に「クロスカルチュラル研究センター」(Centre for Cross-Cultural Research: CCR)が設立されたが、これはこの潮流に対応するかたちでのANUの人類学コースの再編であるとみられる。ANUのゆるやかな人類学ソサエティ(注3参照)内部でも教員や学生の移籍がおこなわれ、人類学的手法だけでなく、歴史、文学、アート、カルチュラル・スタディーズなどの学際的視野を

志向する教員や院生が、教養部（Faculty of Arts）の考古学・人類学研究科（School of Archaeology and Anthropology: A & A）や太平洋・アジア研究所（Research School of Pacific and Asian Studies: RSPAS）からCCRへ移籍していった。

また現在では、オーストラリアの人類学者はアメリカ人類学会（American Anthropological Association: AAA）へは大挙して参加するが、英国英連邦人類学会（Association of Social Anthropologists of the UK and Commonwealth: ASA）に参加する熱はみられないという（Beckett 2002: 128）。オーストラリア人類学会（Australian Anthropological Society: AAS）は存在するが、会費納入者が200人程度（AAS Newsletter, December 2005）という小規模学会である。個人的な体験を言えば、オーストラリア人学生とは異なり研究者予備軍としての自覚を持って留学したにもかかわらず、オーストラリア人類学会への入会を勧められたことはなかった。帰国にあたっては、私の専門分野がオーストラリア・アボリジニ研究であるにもかかわらず、今後の業績発表の範囲を日本国内と日本語に限定したくないのなら、オーストラリア人類学会（AAS）ではなく、アメリカ人類学会（AAA）に入会するようにと指導教官から強く勧められた。

このような「コスモポリタンな集合」がたまたまオーストラリアという地政学的スポットで人類学に従事することによって、分野としての意義と存続にかかわる影響を被ることがあるとすれば、それは、オーストラリア人類学が科せられたダブル・バインドに起因する場合である。オーストラリアでは人類学は国家がマルチカルチュラルな移民社会に変貌してゆく過程と並行して制度化されていった。その結果、人類学者の学問的求知心と国家政策が求める応用人類学のニーズが、いわば力まかせに連結されてしまったことは前項で述べたとおりである。本項では、その問題に密接に関わる「ネイティヴ」研究、「エスニック集団」研究、「ホーム」研究という3つのキーワードを軸に、オーストラリアにおける人類学研究の現状を整理する。

3.1 「ネイティヴ」研究

まず、ネイティヴ（アボリジニ）研究については、先住民への土地返還を容認する社会的気運が、アボリジニ人類学の理論的参照枠を大きくしぼる問題を生んだ。前項で触れた1976年の「北部準州アボリジニ土地権利法」によって、北部準州ではアボリジニ居留区はすべてアボリジニ共同体の所有となっただけでなく、未使用の国有地に対するアボリジニの返還請求権が認められた。特定の父系クランを核とする集団が、「アボリジニの文化伝統にもとづいてその土地ともっとも強い紐帯をもつ」と立

証されれば、その集団による共同の永代保有権が認定されることになった (Sutton 2003: xiv)。さらにこれ以後、先住民の土地権をめぐる画期的な連邦最高裁判決が続々と出る。1992年のマボ判決 (Mabo decision) と1996年のウィック判決 (Wik decision) は、一般社会にとって予想外の衝撃的な司法判断であった。簡単に整理すると、マボ判決では「先住権原」(native title) という新しい概念が提示される。「権原」(title) とは各種の権利の発生根拠である。「先住権原」(native title) が認められると、具体的な先住民の諸権利である「先住権」(native title rights) が派生する。たとえば、アボリジニがその土地や水域の資源を利用したり所有者から利用許可を得る権利、アボリジニがそこへの他者の立ち入りを制限したり、儀礼を執り行う権利などである。直接土地所有権を指すわけではない (細川 1997: 189-193)。

同時に「権原の消滅」という考え方も示された。私有地や農地については先住権原は消滅したと判断された。また、アボリジニ集団が「絶滅させられたり、伝統宗教や生業を放棄させられたり、あるいは、先住権原の行使とは両立しえないような行政処分 (たとえばダム建設など) が行われた場合」(細川 1997: 190) には、先住権原は消滅する。先住権原が存続しているのか、消滅したのかを判定する必要性が生まれたのである。マボ判決をうけて、1993年には連邦法「先住権原法」(Native Title Act 1993) が制定される。

マボ判決においては牧場地や水域 (湖、河川、海浜、港湾など) については明確な判断は示されなかったが、牧場地についての判断が示されたのが1996年のウィック判決である。オーストラリアの牧場地借地 (国有地や州の所有地を、個人や企業が牧畜業のために有償で使用している) は大陸の4割以上を占める。ウィック連邦最高裁判決では、牧場借地の認可は必ずしも先住権原を抹消しないという判断が出る。牧場借地については利害関係者双方 (牧場主・政府・議会・アボリジニ側) とも、先住権原の存続の余地はないだろうと解釈していたため、ウィック判決は予想外の司法判断であり、オーストラリア社会各層にとっては、マボ判決に続く「まさに第二の青天の霹靂」(細川 1997: 193) であったという。

1993年以降は、オーストラリアの人類学における「先住権原時代」(native title era) という時代区分がなされることもある (Sutton 2003: 39)。先住権原の認可を求めるためには、先住権原という概念に沿って、「現行」のアボリジニの伝統と「イギリス統治が始まった当時」の伝統とが継続している事を証明しなければならなくなった。法律家に加えて、歴史学者・言語学者・人類学者の知識が、利害当事者双方から求められるようになる。アボリジニ側は認可をもとめ、政府・鉱山会社・牧場経営者は権原

の消滅認定を争う。かくして、1976年の土地権法にはじまった土地返還請求（land claim）の時代が1993年の先住権原（native title）の時代に移行すると、さらに多数の交渉・調停が持ち上がった。人類学者によるアボリジニ研究のニーズが飛躍的に増加しただけでなく、これらの司法判断がまきおこした社会的インパクトの強さによって、アボリジニ学の研究講座と専攻学生の数が増した。先住権原の存続あるいは消滅を争うためには、人類学者の専門知識と調査への参画が必須となったからである。

こうして1976年の土地権法成立以来、オーストラリア人類学におけるアボリジニ研究の研究環境は、研究倫理の面においてはアボリジニ社会のためにする共同研究¹⁷⁾という意味合いを強く帯びようになり、理論的参照枠は伝統的生活・儀礼・生業の「継続」をめぐる判定に重きを置くようになる。アカデミズムの中にいる学者が、土地権や先住権に関するプロジェクトに関わるのも珍しくない。たとえば私のANUの指導教官3人のニコラス・ピーターソン（N. Peterson）、フランチェスカ・マーラン（F. Merlan）、イアン・キーン（I. Keen）は、アカデミズムでのアボリジニ研究の第一人者であるが、アカデミックな論文を書くと同時に、土地返還請求・先住権原のプロジェクトも手がけている。また、地域別に設けられている先住民土地評議会（land council）、あるいは対立側の鉱山会社などに雇われて、フリーランスの調査・コンサルタント業で人類学者として生計がたつ状況にもなっている。オーストラリア人類学会（AAS）のメンバーをもとにした統計では、11%がそのような自営人類学者であると回答している（Acciaoli et al. 1999: 71）¹⁸⁾。また、土地権・先住権だけでなく、政府機関のアボリジニ政策への寄与など、アボリジニ研究は応用研究のニーズにささえられてさらに盛んになってきている。

ここで強調しておかねばならないのは、土地返還請求・先住権原をめぐる人類学研究は、けっして運動（アクティヴィズム）の学ではないということである。人類学者やそのほかの社会学者たちが法廷から求められるのは、専門家としての鑑定を供出することである。連邦のガイドラインは、「専門分野からの証言」（expert witness）についての項で、人類学者をはじめ社会学者たちはいかなる関係者をも代弁・擁護してはならないと定めている（Trigger 2004: 26）。証人たちの至上義務は法廷に対して果たされる。コンサルタント人類学者も例外ではない。たしかに、人類学者はアボリジニの権利を代弁したいという誘惑にかられやすく、正確で客観的な仕事が行われるかどうかを疑う意見もある（Maddock 1998）¹⁹⁾。さらにはもっとあからさまに、弁護士きどりでクライアントの利益をはかる人類学者が散見される問題を指摘する声もある（Brunton 1999）。加えて、前述したように1970年代後半からのアボリジニ人類学

は、インフォーマントのためにする「協働の人類学」を要求されているという、困難な研究倫理の問題もたちはだかっている（注17参照）。だがそれよりも、社会科学としての人類学の進歩にとってもっと深刻な問題は、司法によって（オーストラリアにおける人類学の理論的推移・進歩とは無関係に）、アボリジニの伝統文化とは「イギリス統治開始当時の」実践であると確定されてしまったことの方にある。先住権原という法概念において、アボリジニの伝統文化は、きわめて本質主義的な実体として規定されてしまった。

しかし、厳密に言うところの問題は、人類学の理論的發展を阻害してアボリジニ研究を応用科学の領域のみに閉じこめてしまうほどの、取り返しのつかなくさびではない。先住権原とは、ヨーロッパの土地所有概念から生まれたのではなく、アボリジニへの土地返還問題を取り扱うためだけにオーストラリアの司法が作り出した全く新しい法概念である（Toussaint 2004: 2）。アボリジニの慣習法にも、オーストラリアの慣習法にも基づかない。よって、個々の請求ケースにおいて、法律家・人類学者・歴史学者・言語学者などの社会科学諸分野からの専門家の鑑定をもとに、裁判官が判断の基準を詰めてゆく柔軟性を残している²⁰。留意すべきは、法廷の要求に沿って法廷へ提出される鑑定は、純粹に人類学の学的手法にのっとりた（文献および現地）調査を下敷きにする点である。長い歴史の変遷を丹念に追う調査が、膨大な数の個々の事例について行われることになる²¹。この状況はむしろ、環境さえ整備されれば、学問的領域において人類学の理論的進展を活発化させるはずである。すでに30年間にわたってこの応用分野に関与してきたオーストラリアの人類学は、膨大な民族誌データを蓄積してきている。あくまでも人類学の義務は、法廷に鑑定を提出することである。社会科学としての理論的参照枠を人類学とは共有していない司法が期待する文化概念を、先住権原の仕事をする人類学者が承認しているわけではない。同様に、土地返還請求や先住権原にかかわるプロジェクトは、アボリジニの利益を擁護したいがためにアボリジニ文化の不変性を証明する仕事ではない。むしろ、先住権原の人類学は、文化の変化と連続性とはなにかという、人類学における古典的かつ最新の理論的難題に取り組む道筋を学界内に提示する可能性を内包している。コンサルタント専門家だけでなく、アカデミズムの中で業績をあげている人類学者たちが積極的に先住権原に関わるのは、このような学問的興味のためである²²。

だが、現在のアボリジニ人類学の全般的な状況としては、やはり、連続か喪失かという点に過度の焦点が合わされているのは否めない。現代のアボリジニ社会においては（遠隔地の伝統志向型コミュニティであっても）、アボリジニ文化・社会の変容は

もはや自明である。しかし、豊富な民族誌データの蓄積があるにもかかわらず、変化とはなにかをめぐる理論的考察に貢献する踏み込んだ議論は、現時点ではあまり盛んだとはいえない。ANUの考古学・人類学部教授のマーランは、変化と連続性をめぐる概念枠組みをみなおそうとする数少ない論客である（Merlan 1998; 2005）が、北部準州の地方町周辺に暮らすアボリジニのフィールドワークを継続してきたマーランが1998年の著書で言及した現在のアボリジニ研究の研究視座をめぐるパラドックスは、オーストラリア固有の「ねじれ」現象をよく表している。

「シドニー大学の人類学講座教授であったエルキンは、1930年代、40年代、50年代にわたって奥地のアボリジニたちの調査研究をした。その当時のアボリジニたちには外の世界についての概念などまるでなかったにもかかわらず、エルキンは彼らに市民権を与えるという構想を抱いていた。やがてアボリジニたちが納税者となり、選挙権を得て、仕事着をきた労働者となり、オーストラリアにおいて調和・団結して生産的な存在になるというビジョンである。ところが近年の人類学者はどうだろう。現在の主流アボリジニ民族誌を生産しているかれらは、エルキンから40年も後に奥地のアボリジニ居留地区を訪れる。そして、変化の証拠がふんだんにあるにもかかわらず、植民地化以前のアボリジニ固有の伝統的生活に由来する意味と行為が超越的に維持されている点をことさらに強調する。これは人類学における伝統回帰主義の新しい形（あるいは再来）だろうか」（Merlan 1998: 151）。

マーランが指摘したのは、人類学の制度化が政治情勢に密接に影響されたために起こったアボリジニ人類学の停滞である。植民地主義の補償とアボリジニの権利に寛大であって来たオーストラリアの司法と政治が、アボリジニ社会に対して本質主義的文化観が生き残ってしまう背景を、一般社会に対しても研究者のプロジェクトに対しても設定したことは否定できない。

だが、上述したように、応用研究自体に問題があるわけではないと私は考える。問題を生んだ偶発的な要因として、たとえば、コンサルタント人類学者という職業の限界があげられる。利害当事者の関係組織内での調査・研究という制限のために、学界に研究成果を還元する事が少なく、貴重な民族誌的データが有効に学界内で利用されない。また、先住権原をめぐる議論においては、他の社会科学の分野（とくに法律家）との参照枠の乖離のせいで、人類学的調査と分析に対する法廷における無理解は根強い（Trigger 2004）²³⁾。大きな労力がそれを乗り越える作業に費やされねばならない困難がある。また、コンサルタント人類学者の質を問う意見もないわけではない。通例、かれらは人類学に関係する大学院教育履修者であるが、古典的な学問領域としての人類学の知識と技量が十分に習得されているかを疑問視する声もある（Tonkinson 1997: 20-21）。しかし、多くの資金が専門分野としての人類学のルールに沿ったフィールドワークに投入され、貴重な民族誌的データが豊富に蓄積され、（コンサル

タント人類学者も含めて) 大多数の人類学者は、人類学の学問的参照枠に基づく精緻・客観性を至上使命として鑑定に取り組んでいる。これが「先住権原の人類学」時代の内実である。状況は困難ではあるが、決して悲観すべきものではない。

3.2 「エスニック集団」研究

つぎに「ネイティヴ」から「エスニック集団」に目を移そう。オーストラリアにおけるメラネシア、アジア研究の原動力となったのも政治的関心であった。国内の主要人類学学術誌²⁴⁾に発表される論文をみると、もっとも関心の高い地域は、オーストラリアのほかには、東南アジア・南アジア・太平洋諸島であり、近代国民国家におけるアイデンティティ構築、ナショナリズム、ジェンダー、エスニシティ、不平等構造、国家への抵抗といったテーマが多い (Acciaoli et al. 1999)。また、土地返還請求・先住権原、エイズ問題、レイシズムのような応用研究テーマも必ず含まれている。ANUの人類学コースには、開発や政策など、応用研究のプロジェクトを持った現地のエリート層の留学生が多い。ANUでの日常的文脈において感じるのは、オーストラリアの人類学者が、フィールドでもアカデミズムの中でも、「ネイティヴ」との協働を進んで受容する掛け値ない寛容さをもっていることである。だが、一方でそれは、体制を構成するのはあくまでも「中心」であるという不動の自信と世界観に支えられている——そして「中心」とは、オーストラリアではなく、前述したように、大多数の人類学者たちが訓練を求めた場であったイギリス社会人類学とアメリカ文化人類学をさす。「中心」の理論管理者と、「中心」に移動したわけではなく) 周縁から「中心」にむけて発信するルートを獲得したインフォーマントの代表としてのネイティヴ人類学者が組み込まれた構造は、日本から研究者予備軍の意識を持って渡ってきた私の目には息詰まる圧倒感をもって現前した。

もちろん、古谷が批判するように、「日本の人類学もまた、非近代を研究する近代と自己規定した西洋の身振りを模倣」(古谷 1998: 99) してきたことを私は承知している。むしろ、「日本語で民族誌を書き、日本国内で人類学のキャリアーを得ることが可能になり、日本の経済力のおかげで海外でフィールドワークを行うことが可能になったという特殊事情のおかげで、その模倣の身振りの含む問題について検討することを今日まで繰り返してきた」(古谷 1998: 99) ことを意識していたからこそ、息詰まるような圧倒感を感じたのである。個人的体験で知ったかぎりでは、ANUの非白人(アジア系)留学生の中で、母国を研究対象にしない人類学博士プロジェクトをあげていたのは日本人だけだった。マルチカルチュラリズムについての項で述べた

ように、「人種的性格が劣る狡猾で危険なアジア」という歴史的含意がたっぷり附着した「周縁」から入り込んで、「中心」が扱う対象（アボリジニ社会）を取り扱おうとする私のような「エスニック」に、研究領域でのネイティブであることからくる価値はない。また、「本当の中心」であるイギリスやアメリカに留学した場合と違い、オーストラリアで人類学を学ぶことだけでは、（この項の冒頭で述べたように）厳密な意味でオーストラリアの（白人）人類学者たちと「中心」を共有するという立場には置かれない²⁵⁾。しかし、日本人留学生との会話以外では、アジア人留学生との間でも、白人オーストラリア人との間でも、人類学の他者理解のまなざし自体がもつ問題性について理論的側面からの会話が成立したためしはない²⁶⁾。ネイティブ人類学者の育成が盛んであることをめぐっての話題は、途上国の学術振興に熱心なオーストラリアの国家政策への讃賞と、社会正義への個人的な忠誠心の表明に即座にすりかわってしまう。

これについては、オーストラリアの人類学の博士課程が、学生が持ち込んだプロジェクト重視の教育制度であることも一因かもしれない。18ヶ月前後のフィールドワークが含まれ、広義の異文化を扱うプロジェクトを掲げているほかは、理論的守備範囲も学問的背景もじつに千差万別の学生が集まってくる。週二回のセミナー（水曜日が教官および他大学からの招聘者の研究発表、金曜日が学生の博士プロジェクトの発表）が、ANUのゆるやかな人類学ソサエティが形成する教育と討論の場である（注3参照）。教官のほとんどはアメリカやイギリスで人類学の訓練を受け、さらにアカデミズムの中で幾重もの篩い分けを重ねて集まった選り抜きである。一方、教官レベルの充実度に比べ、博士プロジェクトに従事する学生たちは（オーストラリア人も留学生も含めて）、きびしく言えば玉石混淆である。特にオーストラリア人学生の間では、人類学界に貢献する目的で博士論文を書こうとする学的雰囲気が浸透しているとはいえない。有用性を期待される応用研究を主体に、隣接諸分野との共同研究が盛んな環境にあっては、一流の研究大学で文系の博士課程に進学することと学者人生の選択をすることは直結しない。たとえば、博物館、医療、教育、移民、外交分野などの政府省庁・機関、コンサルタント会社、NGOなどで働いたあと、キャリアアップのためだけに博士号取得を考えるケースは普通にみられる。応用研究のプロジェクト資金を博士課程の費用にあてることを条件に、大学が合格を決定するケースもよくあると聞く。その場合、たとえば先住権原の鑑定や開発援助プロジェクトへの提言など、博士論文の方向性に最初からある程度の制限が付加されることも、教官たちの受容範囲内である。

しかし、応用研究・留学生の増加や、多くの人類学の講座が実用目的で設立にいたったという経緯があったとしても、オーストラリアで行われるニューギニア、フィジー、インドネシアや東南アジア地域の研究プロジェクトがすべて応用研究であるということではもちろんない。むしろ、周知の通り、メラネシア研究のほうこそ、カーゴカルト研究やジェンダー、交換理論など、大理論の蓄積で知られている。他方、オーストラリア（アボリジニ研究）は理論産出の場とはなかってこなかった。初期の隆盛期には、ヨーロッパの人類学者から現地コレスポンデントの民族誌データが必要とされたが、そのあとすぐに、急速なアボリジニ社会の衰退のせいで分野としての存続が危ぶまれる時代が訪れる。そして、サルベージ人類学を全面に打ち出す手段によって生き残りが図られたあと、応用研究のニーズによって急速な復興をみたという諸事情に一因が求められる。しかし、応用研究であるなしにかかわらず、これらの研究は伝統的な人類学の手法——すなわち、異言語を習得し、特定のコミュニティで長期フィールドワークを行い、民族誌を書くという——をいまでも踏襲している。それはすなわち、フィールドとホームの区別を自明視することである。その意味ではアボリジニ研究もメラネシア・アジア研究も「正統的な」人類学であるという暗黙の了解がある。

3.3 「ホーム」研究

ここで国内に目をむけてみよう。白豪主義からマルチカルチュラリズムへという社会変化の自然な帰着として、1980年代ごろからオーストラリア国内の移民社会の研究が盛んになる。また、いまだ圧倒的主流である白人集団も、多文化のひとつとして相対化され、白人オーストラリア人も研究対象になった。移民研究も白人オーストラリア人研究も、人類学の枠組みだけでなく、社会学、政治学、政策研究、医療、教育など、隣接諸分野の関心事である。移民研究は「エスニック・スタディーズ」と呼ばれ、白人オーストラリア人研究は「コミュニティ・スタディーズ」と総称されている。このとき、漠然とした人類学との区別がこの名称に示されている。この区別は主に研究手法の違いである。エスニック・スタディーズやコミュニティ・スタディーズは、主として統計やアンケートなどの社会学的アプローチをとる。一方人類学は、ホームをめぐる概念や帰属意識などについて、人びとの日常生活の文脈からデータをとり、考察するのだという漠然とした区別である。たとえば、白人オーストラリア人研究のさきがけである人類学的研究として評価されているのは、ワイルド（Wild 1974）によるシドニー大学人類学部への博士論文『ブラッドストウ』（Bradstow）である。人類学研究として評価された理由は、この研究が、ブラッドストウという田舎町の白人

コミュニティの階級問題や権力関係についての2年間のフィールドワークに基づいた民族誌となっているからである。

自国内で行うフィールドワークはしばしば、二流のフィールドワークという評価をされる傾向がある。自己の文化背景とフィールドでの区別がない。地理的にもフィールドとホームの隔離がない。人類学的研究には長期フィールドワークによる参与観察という暗黙の了解があり、「正しい」人類学は、「旅」をしなければならない、差異(difference)にであえるのは「フィールド」に行くことにおいてのみである、とする伝統である(Gupta and Ferguson 1997: 8)。すなわち、データを収集する場と、分析を行い民族誌を書く場には空間的な距離がなくてはならないという前提である。「ホーム」研究はこれを批判する契機を内包している。ホームの概念は多様である。たとえば、ホーム概念を自分の所属する国家におけば、イギリス国内のジプシー研究をするイギリス人人類学者の研究は「ホーム」研究になり、文化・言語ブロックでくれば、デンマーク人のスカンジナビア半島での研究は「ホーム」研究になり、ユダヤ系インド人がフィールドワークのためにイスラエルにゆけば、フィールドが「ホーム」研究の場となる場合もある(Jackson ed. 1987)。ホームはすでに同一性ではなく差異(difference)の場であることが示される。オーストラリアの人類学で「ホーム」研究とみなされるものとしては、移民・白人の研究だけでなく、人種主義、ニューエイジ、環境保護思想、都市・地方など国内の地域的差異のアイデンティティ研究などがあげられる(たとえば、Morton ed. 1999を参照)。「ホーム」研究は、オーストラリアの人類学界に対して、民族誌は「野蛮」(savage)と「異国」(exotic)に固定された差異だけを取り扱って書くものであろうかという問いかけを発している(Morton 1999)。

クリフォードらが主張し、いまでは広く合意されているように、民族誌的眞実 is 部分的眞実でしかなく、エスノセントリズムですらある(Clifford 1986)。カルチュラル・スタディーズからの示唆をひきながら古谷がいうように、「ホームワーク」とは、従来のホームに場を移して従来通りのフィールドワークを行うということではない(古谷 1998: 102)。「ホームとフィールドという二項対立を横断する様々な差異(ジェンダー、人種、階級、セクシュアリティなど)の走査線に注意を向け」、その二項対立自体を問題視し、自らをあるかたちの主体として形成するプロセスに「批判的に向き合う」ことであると古谷が構想する「ホームワーク」の可能性は、オーストラリアの人類学の場にも存在する。「ホーム」研究はまだ未知数だが、そこからホームは常に差異(difference)の場所だという認識が発信される可能性はある。上記のように、ホーム研究に目をむけはじめたオーストラリアの研究者たちは、「一見して異国的

(exotic) であるもの」から、研究の関心として「一見して見慣れた (familiar) もの」(Morton 1999: 255) にまなざしを移すことを通してたち現れてくる豊かな文化的差異の発見を前にした時、かつてはあまりにも簡単に引くことができていた人類学における自己と他者の線が書き替えられることをまさに提案している。もしそうなれば、新しいマルチカルチュラリズム言説を、オーストラリアで生み出すことにつながるかもしれない。それは、国家の公定言説としてのマルチカルチュラリズムがネオ・リベラリズムを支える帰結を生んだ展開とは必然的に異なる。なぜなら「ホーム」人類学は、上記にあるような対象を取り扱うことで、ホームとフィールドの区別をどんどん不明瞭にしてゆく。それによって、(マルチカルチュラルな移民国家の) 自明の境界として可視化してきたさまざまなポジションにある諸個人が自らのポジションと向き合う契機となり、各自が自明視してきた同一的な同質性の認識が問い直される可能性が浮上するからである²⁷⁾。

4 課題と展望

オーストラリアにおいて、いま人類学が課題をつきつけられているとすれば、以上に述べてきたような国内の「マルチカルチュラル」状況と差異の集合の中で、学問としての独立性と意義をどう設定するかということになる。シドニー大学の人類学部長、つまり現在のラドクリフ＝ブラウン講座教授であるオースティン＝ブルースは、固定化された西洋と、西洋の残余としての他者観の再考を促している。この点は「ホーム」研究の主張と重なるものである。オーストラリアの人類学は、依然として「野蛮」(savage) あるいは「異国」(exotic) という概念にしばられた差異にとらわれていると彼女は言う (Austin-Broos 1998)。彼女はシカゴ大学で人類学の博士号を取得している。ジャマイカ社会の研究をしたあと、現在は中央オーストラリアのアポリジニコミュニティをフィールドにしている。ジャマイカのペンテコステ共同体のフィールドワークを通して、ジャマイカの人種関係と階級形成の歴史過程を研究した業績を持つオースティン＝ブルースであるが、オーストラリアに戻った時、同僚に「それは人類学ではない、社会学だ」と言われて衝撃を受けたと書いている。フィールドワークに基づく熱帯の黒人社会が対象であったにもかかわらず、オーストラリアの同僚たちからは人類学の枠にははまらないと見なされた。たとえば、文化行為をとおして個人が形成されてゆく過程を追った彼女の研究が取り扱った階級形成やキリスト教原理主義というテーマ (Austin-Broos 1997) は、(人類学の取り扱うべき) 差異

(difference) を欠いていると言うのである (Austin-Broos 1998: 303)。

ここには、オーストラリアの人類学が抱えてきた問題が凝縮している。この痛恨の体験をひきながら、オースティン＝ブルースは、人類学者の興味の対象は差異であって不平等ではないという地元人類学者のコメントに対し、人類学が認識しなければならない差異とは歴史的な文脈の中で形成され、発現するものであることを強調している。ヨーロッパの歴史がその過程で差異を不平等という形に変容させた。それがさらなる（歴史的に構成された）差異の体験を生んできたのである (Austin-Broos 1998: 303)。「ホーム」研究を行う人類学について、彼女は人類学とカルチュラル・スタディーズなどの諸分野との違いを強調する。メディアの意味と人びとが生きる現実世界の意味とは同じではない。ディスコースによって見えなくなっている、ローカルな概念の意味をさぐることは、それこそが民族誌的手法であり、また人類学的手法であるとしている。

オースティン＝ブルースは基本的に、ポストコロニアル批判にさらされた人類学と民族誌の将来を建設的に認識している (Austin-Broos 1998: 302-307)。「野蛮」(savage) と「異国」(exotic) という西洋の残余としての割り当て枠からの離脱は、広義の「社会プロセス」を対象にする知的的方法論として民族誌を再想像することから開始できるとする。ここでいう「社会プロセス」とは、太田が文化の物象化からの転換をはかるために注目を促した「運動としての差異」(太田 2001: 80) であると言い替えてもいいだろう。それはすなわち、異文化と自文化の差異は「歴史的に構築されたものであり、したがってグローバル化現象にもかかわらず、これからも文化的差異が生まれ続ける」(太田 2001: 80) という認識である。「ホーム」における様々な差異も対象となるが、それは古谷 (古谷 1998) の提起を引いて前節で述べたように、自国内の「異国」を再発見するというような単純な視線の移行ではない。ジェンダー、エスニシティ、医療などの多様に存在する差異をはらんだ社会性のある場における行為主体とは、歴史的な文脈を背負った「歴史的主体」(historical subject) であることに注目するという、民族誌主体の再想像という課題が含意されている。

だが、話題をホーム研究に戻せば、マルチカルチュラルな国家特有の問題点は存在する。オーストラリアでは諸個人が「ホーム」を想定する場合、ホームが自己すなわち西洋という認識にすぐに直結するわけではない。諸個人が日常的な文脈でホームに目を向け自己の中の差異 (difference) を想像しようとするとき、文化的多様性が自明視されているエスニック集団のアイデンティティとナショナリズムの関係に関心がずらされやすい。ホームにおいて文化的多様性を認めるマルチカルチュラリズムが奨励さ

れている状況で、その公定言説のモデルが、多様性を管理することで社会制度における単一性へと国民文化を統合しようとするものである場合、西洋と西洋の残余としての他者観はかえって補強され、「異国」(exotic)や「野蛮」(savage)は解体されるのではなく寛容のもとで固定化される。「ホーム」研究には、移民や先住民やその他の少数者集団を対象とした研究視野における「異国」(exotic)と「野蛮」(savage)の固定枠をはずす可能性が内在するかもしれないが、白人主流集団によって管理されるナショナルアイデンティティ形成のために差異が消費され、固定された文化概念の枠組みの強化につながる可能性も同時に内在している。

このように「ホーム」研究には諸々の問題点があるとはいえ、理論枠組みにおけるオーストラリアの人類学の発展に寄与する可能性を秘めている。第1には、本質主義的文化観批判への寄与である。第2には、人類学が他分野との差異化をはかるための理論化にむけて、民族誌の役割を再確認する役割である。「ホーム」研究が、ディスコースに隠されたローカルな概念をすくいあげるために、日常的社会行為の観察にもとづく丹念なフィールドワークを行い、そこから民族誌が書かれるとき、エスニック・スタディーズでもコミュニティ・スタディーズでもなく、またカルチュラル・スタディーズでもなくなる。この道筋を予感させるものとして、先住権原の人類学の間からはからずも浮上した例を最後にあげておきたい。西オーストラリア大学の人類学講座教授のトリガー (Trigger 2004)によると、最近の先住権原訴訟で、人類学者が提出した証拠について、州政府側の弁護士が法廷で裁判官にむかってこう呼びかけたという。

「裁判長は今この瞬間、民族誌家であらせられます。アボリジニたちが何を信じ、何を主張し、なにを要求しているか、どんな信仰を持っているか、どんな神話があるのか、そのほかすべてのことをあなたが決定されるのです」(Trigger 2004: 29)。

この弁護士は、この発言の前にも「人類学者たちの主張の多くは専門家の意見ではなく、質問をして回答を記録するという、調査技法もなにもないごく常識的なやり方で確かめただけの事実でしかない」とし、「このような証拠を出すだけなら、事務弁護士のほうが、人類学者より資格においてはよほど勝っていると言える」と陳述している (Trigger 2004: 29)。もちろん、この弁護士が民族誌的調査についてほとんど知らないのは言うまでもないだろう。人類学者の鑑定は、人類学の専門的知識に支えられてはじめて適正に行えるフィールドワークと、そのフィールドワークによってはじめて収集が可能になる民族誌的データがなければ成り立たない。同じく先住権原の人

類学に携わるサットン (Sutton 2003) から引いてみよう。

「古典的な (筆者注: イギリス統治開始以前の) アボリジニの文化伝統において、人びとが自分たちの社会秩序に関して、曖昧さをいっさい排してすべてにわたって客観的に意味を説明してくれるなどという事態は異常であって、おそらく想像すらできない。人びとは、行為と観念を照らし合わせてくれたり、典型的な振る舞いの根底にあるパターンを煎じ詰めて教えてくれたりはしない。人類学者はインフォーマントが口頭と行動で示す証拠と文献証拠とを併用しながら、土地をめぐる権利を認定する諸々の慣習やそれらの変容について、体系的に逐次描写してゆこうとするのである」(Sutton 2003: xvi)。

すなわち、人類学が遂行するフィールドワークの専門性と適正性は、たとえ先住権原の訴訟の場であっても、隣接諸分野との協働作業においてすりあわされるものであってはいけない。先住権原という法概念が、アボリジニへの土地返還問題を取り扱うためだけにオーストラリアの法曹界が生み出した画期的な新しい法概念であることは上述した。もちろん、先住権原にたずさわる人類学者たちは、フィールドワークや民族誌の意義と意味を隣接分野とのすりあわせという文脈において想像することは、分野としての人類学を危機にさらすと認識している。だが一方、この法廷での一エピソードが象徴的に示すように、現代オーストラリアにおける人類学という分野が負うことになった制度的・政治的状況の束縛によって、専門性と適正性を保持した人類学の実践が危ぶまれていることも懸念されているのである。ゆえに、トリガーの以下の指摘は、隣接諸科学にむけてだけでなく、じつは人類学内部にむけても発信されることが望ましい。

「裁判官が法廷にいて、なぜ民族誌家になれようか。自明のこととして、民族誌とは、長い時間をかけた社会的環境への沈潜と、主流オーストラリア社会とひじょうに異なる法体系と文化を理解するための専門的背景知識の両方を必要とするのだ。文化横断的理解は、法律学者が人類学者気取りでこなせるようなしろものではない…」(Trigger 2004: 30)。

「法律家という申し立てとは、「証拠」(evidence) というものによって証明あるいは裏付けられる「断定」(assertions) であるところの陳述である。人類学のような社会科学が提起するのは、そのような「断定」とは、すでに行為や発話の解釈に基づいた結論であるという点だ。また、結論の正当化は、説明に役立つ模範的な材料を提供することによってはかられている。この2点が障害となっている。ゆえに、社会科学に共通する難題の最たるものはなにかというと、われわれと共通点がありそうに見えて実はそうではない訓練背景を持つ法律家たちに囲まれた状況の中で、人類学やその他の社会科学における調査方法論の性質および諸理論がもっと理解されるように説明しなければならないということである」(Trigger 2004: 33)。

フィールドワークをし、民族誌を書く営みのなかで、固有の歴史的な文脈の中で形成され、発現してきた差異の系譜が記録される。ホームとフィールドの二項対立が再考されるとき、「マルチカルチュラル」オーストラリアに浸透している自然化された境界を持つ文化概念の妥当性が問われる。これがトリガーのいうように、人類学者の間で完全に自明のこととなりきったとき、以上に論じてきたオーストラリア人類学の課題に答える新しい展望がひらけると思われる。

謝 辞

本稿は、2007年7月7日に開催された日本文化人類学会近畿地区地域研究懇談会「シンポジウム世界の人類学(2)」(於:千里中央ライフサイエンスセンター)での発表「〈マルチカルチュラル〉オーストラリアにおける人類学の動向—二大潮流としてのアボリジニ・メラネシア研究と、近年の「ホーム」研究の攻勢をめぐって—」に、大幅な加筆を加えたものである。シンポジウム開催時の関係者のみなさまをはじめ、貴重なご意見をくださった参加者の方々に感謝の意を表したい。また、匿名の3名の査読者には鋭いご指摘とご助言を頂き、議論の精緻化のための大きな指針となった。記して心より感謝申し上げる。

注

- 1) アボリジニ研究には、長年、地域カテゴリー付けとステレオタイプ化の問題が存在してきた。大陸南東部から南西部の沿岸地帯を占める地域のアボリジニ社会は、研究上他地域のアボリジニ共同体とは一線を画されてきた。入植者の定住がもっとも激しく進んだ地域であり、一般に「入植集中地域」(settled Australia)と呼ばれる。文化喪失と同化というステレオタイプ化が、一般社会だけでなく研究においても当然視され、研究上の意義はごく最近まで軽視されてきた(Keen 1988; Macdonald 2001)。アボリジニ研究の主流は、「遠隔地」(remote area)とカテゴリーづけされる地域を対象としてきた。北部準州や西オーストラリアの砂漠地帯や牧畜地域、北端部の熱帯雨林地帯など、地理的に隔離され、アボリジニ人口が大半をしめるアボリジニ自治区である。伝統志向型のコミュニティに入り込むことこそが、アボリジニ研究の本道とされてきた。
- 2) 私のフィールドワークは、大陸南東部の農牧場地帯に点在するアボリジニの諸村落において通算2年にわたった。その例でいえば、先住民調査にあたっての倫理審議委員会の監査への助言、白人のコンサルタント人類学者への有効な対処法としての指導教官の知名度、一目でアジア系とわかる外国人が、(大学内ではなく)日常領域において長期間活動する場合の身分証明・保証人の必要性、さらには白人主流社会とアボリジニ社会双方からアジア系外国人が蒙らねばならない人種主義的行為に対処するための保護や精神的サポートなどが不可欠であった。
- 3) ANUでは現在、人類学(anthropology)としてくくられる大学院コースを提供しているのは、教養部(Faculty of Arts)の考古学・人類学研究科(School of Archaeology and Anthropology: A & A)、太平洋・アジア研究所(Research School of Pacific and Asian Studies: RSPAS)、クロスカルチュラル研究センター(Centre for Cross-Cultural Research: CCR)である。だが、たとえば上記の太平洋・アジア研究所(RSPAS)には、人類学(anthropology)というコースだけでなく、学際的研究をあげたジェンダー研究センター(Gender Relations Centre: GRC)とアジア太平洋地域資源管理プログラム(Resource Management in Asia-Pacific Program: RMAP)というコースでも、人類学と交差する手法・理論的枠組みで研究をおこなう学生と研究者を

受け入れている。これら3研究所に所属する教官・学生が、ANUで「人類学ジョイントセミナー」と呼ばれる毎週2回のセミナーの構成メンバーであり、ゆるやかな人類学者のソサエティを形成している。また、アボリジニの経済・社会発展と政策に関する研究機関である「アボリジニ経済政策研究所」(Centre for Aboriginal Economic Policy Research: CAEPR)も、場合に応じて人類学コースの教官・学生たちと共同プロジェクトやセミナーを行っている。考古学・人類学研究科(A & A)には、私が専攻した社会人類学のほかに、考古学と生物人類学の3つの専攻があるが、大学院レベルでは、事務管理上同組織として扱われる以外に他の2つの専攻と社会人類学専攻の間の交流はない。(組織上のこの特色は、A & Aが学部学生の人類学一般科目教育を担当するからである。)私は、アボリジニの村落共同体で維持されてきたペンテコステ派キリスト教会のフィールドワークに基づく博士論文を書いた。

- 4) 私の場合、オーストラリア政府が交付する大学院レベル留学生研究奨学金(International Postgraduate Research Scholarship)と、ANUが支給するANU奨学金(ANU scholarship)および考古学・人類学研究科が支給するフィールドワーク調査費(A & A fieldwork grant)を獲得できたことで、博士課程の履修が可能となった。
- 5) 2006年8月現在(2006年国勢調査)でのオーストラリア人口は1985万5288人。出生国の比率は、自国オーストラリアが71%、2位イギリスが4.5%、3位ニュージーランドが2%。そのあとは、中国本土1%、イタリア1%、ベトナム0.8%というように、少数比率が並立する。両親ともに出生国がオーストラリアである国民に限定すると比率は急降下して人口の約30%である。なお、自分がアボリジニであると回答した人の数は人口の2.3%(45万5000人)であった。
- 6) ネオ・リベラリズムについては、塩原にならない、以下のように定義しておく。「グローバル市場経済への適応のための国家による規制緩和・市場主導の経済社会改革志向と、小さな政府を推進するための社会福祉政策の抑制傾向、およびそれらに付随する、個人の自己責任とナショナリズムを強調する価値規範」(塩原2005: 10)。
- 7) 人種的性格が劣る、狡猾で危険なアジア—この歴史的含蓄は、現在でも庶民の日常の実践の場では払拭されたとはいいがたい。白人知識層からなるANUのアカデミアから、偏狭な(redneck)地方白人コミュニティを中間点に、経済的・教育的水準が最下層に位置するアボリジニ村落までの生活を網羅的に体験してゆくうちに、私が得た日常的感触である。建国神話に組み込まれたアジアをめぐる負の価値は、インドシナ難民受け入れやインドネシアとの政治・経済的関係の増強、日本経済の威力などの国際情勢によって変容を重ねながらも、アジア系オーストラリア人を除くすべてのオーストラリア人(アボリジニのような有色の被差別集団もふくまれる)が直観的にいづく人種序列観に現在でも影響しているように思われる。たとえば、私が住み込んだ山間部のアボリジニ村落では、(国籍にかかわらず)アジア人(風に見える部外者)はアボリジニよりも人種的性格において劣位であるという格付けが顕在していた。一方で、白人は教育レベルや職業にかかわらず皆が自分たちより優位だという強い劣等感が彼らにはあり、村人は白人からは(状況にかかわらず)威圧感を受けると表明していた。
- 8) 2007年11月24日におこなわれた連邦議会選挙の結果、4期約12年に及ぶハワード保守連合(自由党・国民党)政権は大敗し、ラッド党首に率いられた野党労働党が下院(全150議席)の過半数を制した。総選挙は本稿の脱稿後に実施されたため、本稿の議論に関連づけた分析を加えることができなかったことをこたわっておきたい。ハワード政権大敗の分析については、たとえば浅川(2008)、杉田(2008a; 2008b)を参照されたい。
- 9) ハンソンは、オーストラリアが強力な統一国家であり続けるには、1つの国民、1つの民族、1つの国旗しか存在してはならないと主張し、さらに、オーストラリアのアジア化を促すものとして政府の移民受け入れ政策を攻撃した。マイノリティの保護・援助が自らへの不当な差別であると強く意識するようになった下層白人層に支持されたが、景気が回復した現在、熱狂的支持はさめ、党も解散している。2003年にはハンソンは、公的資金を騙し取った罪で懲役3年の実刑判決を受けた(藤川隆男2004、付属オーストラリア辞典項目「ポリン・ハンソン」)。
- 10) オーストラリアにおける人類学的发展過程と時代区分の位置づけについては、エルキン(Elkin 1963)の議論が代表的だが、その後マッコール(McCall 1982)、ピーターソン(Peterson 1990)、アッチャイオーリほか(Acciaoli et al. 1999)が、エルキンをもとに独自の意義付けを行っている。本稿では、1970年代以降の変化をより詳しく議論したピーターソンの議論と資料に主に依拠した。また、最近グレイが発表した論考(Gray 2007)は、専門の人類学

- 者による組織的フィールドワークの時代（とくに 1925 年–1950 年）に焦点をあてて、オーストラリア人類学の歴史と政治的意図を詳述しているが、本稿脱稿後に出版されたため、本文中にくわしく取り上げることはできなかった（ただし、注 15 を参照）。
- 11) 1898 年のトレス海峡へのケンブリッジ人類学探検旅行を皮切りに、1901 年にはイギリス学界による強力なロビー活動を受けて、メルボルン新聞社とヴィクトリア州およびサウス・オーストラリア州政府がスペンサーとギレンの二度目の長期探検を支援した。1910–1911 年にかけては、後にオーストラリアで初代の人類学教授（シドニー大学）に就任するラドクリフ＝ブラウンが、西オーストラリアへの探検旅行を率いている（Peterson 1990: 5）。
 - 12) 最初の人類学講座の候補としては、アボリジニ社会をもとに生物人類学的研究を重視したアデレード大と、太平洋地域の社会人類学を重視したシドニー大があった。シドニー大での設立（1925 年）が、その後のオーストラリア人類学の研究方向と研究地域を決定づけた（Peterson 1990: 5–13）。
 - 13) オーストラリアでフィールドワークを行った最初のイギリス人人類学者は、1910 年のラドクリフ＝ブラウンである。マックナイト（McKnight 1990: 65）によれば、次にアボリジニ研究のためにオーストラリアでフィールドワークをしたイギリス人人類学者は、1965 年に渡豪した彼自身であるという—ただし、サンソム（Sansom）、レイトン（Layton）、モーフイー夫妻（H. & F. Morphy）など、イギリスで学んだオーストラリア人人類学者は多い。対照的に、アメリカ人人類学者の参入がはじまった。主要な研究者は、たとえば、ウォーナー（Warner）、シャープ（Sharp）、ハート（Hart）、ピリング（Pilling）、シャピロ（Shapiro）、グッデール（Goodale）、マン（Munn）、ウィリアムズ（Williams）、マイヤーズ（Myers）など。
 - 14) オーストラリアの植民地政府・連邦政府による、アボリジニ政策の変遷を以下に概観しておく（cf. 鈴木 1993: 58–70; Lippmann 1996）。(1) 絶滅政策：入植初期（18 世紀後期）から約半世紀。アボリジニ人口が激減する。(2) 保護政策期：1830 年代以後、英国本国での人道主義的運動をうけて、アボリジニの保護、教育、キリスト教化が進められる。実態は、居留地への強制移住が広く実施された強制隔離の時代である。(3) 同化政策および統合政策：第二次大戦後、アボリジニは文化的に白人社会に吸収されることが望ましいという同化主義に転換し、さらに文化的特性の容認を認める統合主義政策へと移行する。戦後の非英国系ヨーロッパ移民の増加に対して実施された、主流文化（アングロ・ケルト文化）への同化政策と、同化しない移民の増加に対応するために打ち出された統合主義の流れと歩調を一にしていた。この時代に、実質的なアボリジニの市民権獲得の法的体制が整う。1967 年にオーストラリア連邦憲法が改正され、国民投票でアボリジニを国勢調査に加えることが決定された。実生活における差別の解消や諸政策の改善は、ウィットラム労働党政権のアボリジニ政策や土地返還請求権の確立を待たねばならないが、1967 年の憲法改正をもって、市民権獲得の法的体制の確立とみなすことができる。白人主流社会がアボリジニ一般にたいして寛容を示すようになった背景には、上述した 1960 年代の移民の増加にくわえて、国際的な人権拡張運動・学生運動の高まりがあった。
 - 15) この点について、グレイは近著で疑義を申し立てている（Gray 2007: 13–21）。グレイによると、ラドクリフ＝ブラウンの後任となったシドニー大学教授エルキンが 1930 年代以後敷いたレールは、オーストラリア人類学にエルキン学派（Elkinian school）と言ってもよい影響を残したという。それは、公共政策の実行のための実用目的の学問としてオーストラリア人類学の特徴が形成されたことである。当時、オックスフォード大学やケンブリッジ大学において、エヴァンズ＝プリチャードやリーチなどのイギリス人類学者がオーストラリアからの人類学者や学生に対して、公然と軽蔑を表明したエピソード（Gray 2007: 20–21）にみえるように、エルキンがオーストラリア人類学において、学問と実学の境界をあいまいにした点を、グレイは負の遺産として解釈している。
 - 16) たとえば、以下にあげたシドニー大学・ANU・西オーストラリア大学の現在の人類学講座教授の経歴をみても、あきらかである。

University	Professor of Anthropology	BA/MA	PhD
シドニー大学	ベケット (J. Beckett)	University College (UK)	ANU (Australia)
	オースティン＝ブルース (D. Austin-Broos)	ANU (Australia)/ Chicago (USA)	Chicago (USA)

ANU A & A	ピーターソン (N. Peterson)	Cambridge (UK)	Sydney (Australia)
	マーラン (F. Merlan)	New Mexico (USA)	New Mexico (USA)
ANU RSPAS	モスコー (M. Mosko)	California/Minnesota (USA)	Minnesota (USA)
ANU CCR	モーフィー (H. Morphy)	London (UK)	ANU (Australia)
西オーストラリア大学	トンキンソン (R. Tonkinson)	Western Australia (Australia)	British Columbia (Canada)
	トリガー (D. Trigger)	Queensland (Australia)	Queensland (Australia)

- 17) 1974年にアボリジニの代表者たちが国立アボリジニ研究所に対して提出した『イーグルホークとクロウ文書』(Eaglehawk and Crow Letter)は、アボリジニ側が人類学者に対してアボリジニの利益を求める「協働」研究の要求を申し入れた文書である。この文書は今日のアボリジニ人類学の研究倫理に大きな影響をおよぼした。1974年をもって、協働研究人類学の時代の幕開けとして重要視する研究者もいる (Peterson 1990: 17, Notes No. 2)。イーグルホーク (オオイヌワシ) とクロウ (カラス) はともに、南東部のアボリジニ社会における半族の一般的なトーテムである。
- 18) この資料によると (1994年)、AAS会員243人のうちわけは、研究者57%、民間の研究所員や公務員28%、フリーランスの調査・コンサルタント業11%、残りはその他の職業であった。(このうち、10%が大学院生である。)
- 19) 個人的な体験を述べれば、フィールドワーク中、地元に住居する白人のコンサルタント人類学者から、穏便ではあるが明白な威嚇を受けた。「この地域のアボリジニは文化を喪失したと書くのなら、君はとても難しい立場に置かれるだろう」というものである。遠回しに、利害当事者からの脅迫が示唆された。私の調査地域である農牧場地帯のアボリジニ村落は、アボリジニ人口が3%にみたないいわゆる入植集中地域 (settled Australia) に位置するので、そもそもアボリジニの伝統的物質文化の喪失は誰の目にも明らかである。また、伝統儀礼などの社会機構についても、最後に記録されたのは1930年代である。1929年にこの地域を調査したラドクリフ・ブラウン (Radcliffe-Brown 1929) は、この集団がかつて行っていた動植物豊饒儀礼の知識体系である神話を収集しているが、それは当時の年配のインフォーマントが記憶をもとに再構築した話の記録である。当時でさえ、彼は「最古老のわずか数人以外、豊饒儀礼について知っている者はだれもいなかった」(Radcliffe-Brown 1929: 408) と記している。だがそれよりも、私が衝撃を受けたのは、人類学の大学院教育 (1960年代のシドニー大学) を受けたこの人類学者がもつ、あまりにもナイーヴな文化概念である。私の関心は、社会変容をめぐる、文化喪失か保持かという二項対立的分析視座そのものを批判することにあつたので、必然的に博士論文では、調査集団における物質文化の消滅、および入植以前の儀礼や親族体系についての実践と知識の喪失に—歴史的事実として、かつ執拗に—言及した。該当地域では先住権原請求が現在進行中だということもあり、白人のコンサルタントやアボリジニの利害関係者たちからの抗議や脅迫への懸念がないとはいえない。
- 20) 現在までのところ、明白に規定されている点は、(1) 現行の伝統的慣習法および慣習が、イギリス統治以前にその地域にあつた祖先の実践したものと同じであること、(2) その内容が社会規範 (違反すれば懲罰をとまう規範) であること、(3) それらの伝統が中断なく継承されてきたことが実証できることである (Sutton 2003: xv)。 (3) に関しては、後年に再構築された伝統は無効である。これらの基本事項だけでも、遠隔地にあるアボリジニ自治区の伝統志向型コミュニティ以外には、先住権原が認可される見込みは薄いという印象を受けてしまうが、実際はそうではない。先住権原の人類学に携わるサットン (Sutton 2003: xvii) が示唆するように、人類学者の鑑定においては、親族関係などの全体システム (根元的規則) の連続性と、個々の社会活動・社会規範・物質文化の連続性は区別される。たとえば、土地所有権をもつ親族集団への帰属についての規則だけを見ると後年変化したものであつても、土地にねざした集団アイデンティティの基礎が同一祖先に求められるという事実自体は、入植以前の規則の継続を示す場合もあるかもしれないと見るのである。また、都市や地方町/農牧場地帯のアボリジニコミュニティは、全体システムにおいては大きな変化を被っているが、個々の社会的実践を丹念にフィールドワークした結果の民族誌データは、(当事者自身が「慣習法」であると意識してない場合でも) 入植以前の規範の連続性を示す場合もあるか

- もしれないのである (Sutton 2003: xvii)。
- 21) 1993年の先住権原法施行以来、先住権原請求総数は1708件にのぼった。そのうち、審査が終了しているのは、2006年6月末時点で1104件である。(Native Title Tribunal Annual Report 2005–2006: 47)
 - 22) 新しく経験する状況を、アボリジニたちは祖先の旅の軌跡や精霊の力という枠組みにそってつねに解釈してゆく。先住権原の認定プロセスにおいて、たとえば宗教的意味をもつ場所 (sacred site) を法的に規定しようとするれば、実際にその場所に紐帯を持つ当事者たちの一部を排除する場合も生まれてしまう。伝統知識が常に文化実践において変革されることを無視し、特定の社会的カテゴリーとして実体化するという過ちをおかしてしまうからである。コロネイション・ヒル鉱山開発 (北部準州)、ハインドマーシュ島橋建設 (南オーストラリア州) など、先住権原と開発の対立は国内でも話題を呼んでいるが、これらに関してアカデミアの中からは、伝統の変化と連続性の問題、伝統の政治学、文化実践における変革の正統性、秘密知識の構造的関連性など、純粹に学問的関心に基づいた議論が出されている (たとえば、Keen 1993; Tonkinson 1997 を参照)。
 - 23) たとえば、西オーストラリア大学人類学講座教授のトリガーは、人類学者が聞き取り調査をもとに鑑定を作成すること (すなわちフィールドワークという人類学の専門手法自体) に、法律家が疑義を申し立てるという現状を批判・分析している。人類学の正当な手法である聞き取り調査は、法律家によると伝聞 (hearsay) であり、専門家の意見 (expert opinion) を形成する事実 (fact) として認められないと判断されてしまった例をあげている (Trigger 2004)。
 - 24) オーストラリアで発行されている主要人類学術誌の名称・刊行開始年・発行元は次の通り: *Oceania* (1930, シドニー大学), *Mankind* (1931, オーストラリア博物館; 1990年に *The Australian Journal of Anthropology* に改称; 1996年からオーストラリア学会の学会誌), *Anthropological Forum* (1963, 西オーストラリア大学), *Canberra Anthropology* (1977, ANU), *Social Analysis* (1979, アデレード大学), *History and Anthropology* (1984, ANU)。
 - 25) アジア人研究者であっても中心を代表するとみなされている例を、まれに学内の雰囲気の中で感じたことがある。インド人のサルバタン研究者の場合である。デイベシュ・チャクラバルティが人類学セミナーに招かれて発表した時には、セミナー室は立ち見や床に座り込む聴衆で満杯となった。興味深いのは、現在では留学生が正規のセミナー構成員の過半数をしめるのに、当日は留学生の姿は減り、他専攻からの飛び入りを含む白人の姿が目立ったことである。チャクラバルティはANU出身で (1983年に博士論文を提出している)、当時は、シカゴ大学とメルボルン大学で講義を受け持つかわら、ANUにも短期滞在を繰り返していた。
 - 26) ここで言及している理論的会話とは、たとえば最近では、日本のネイティブ人類学をめぐる『文化人類学』の特集 (第71巻第2号) にて議論された問題群を想定してほしい。すなわち、山本が「ネイティブ人類学が人類学のアノマリーである」(山本 2006: 197) と指摘する様々な問題点—例えば、インフォーマントから調査者への昇格という構造的権力の問題、自国出身者に避けられない本質主義的傾向など—に加え、非欧米圏としては特異な発展をとげた山本が指摘する日本の人類学の場から留学した学生が抱く違和感である。前者は非欧米圏の留学生と共有し得る問題群であるために、個人的には留学当初、活発な意見交換が持てることを期待していた。一方、後者は日本人留学生特有の、人類学者としてのアイデンティクライシスと言え、これゆえに前者の問題意識が先鋭化されたのは必然であったとも言えよう。山本が指摘するように、欧米の人類学を輸入した戦後日本の文化人類学研究の場では、「教科書通りの異文化研究が標準として推奨され…それは非欧米諸国の文化人類学の中では例外的な発達の仕方であった」(山本 2006: 197) ことを痛感させられる体験となった。かつて太田が鋭く指摘したように、「ポストコロニアル批判によって歴史化されたのは欧米人類学の権威であり、日本において文化人類学を学ぶものにとり、ポストコロニアル批判はむしろグローバルな知の位階序例への反省を促し、より民主的な学問の展開を想像する契機を提供すると考えられる」(太田 2001: 76–77) のは、留学前の日本人人類学徒にとっては理論的帰結であり、潜在的な期待でもあった。しかし、個人的経験にもとづく私見であると断った上で述べれば、多様なテーマをくくるゆるやかなANUの「人類学ソサエティ」においては、ポストコロニアル批判が提起する制度化された学問の歴史性的問題が、多くのネイティブ人類学者を養成する機関となっている現実の制度をめぐる政治的問題と関連づけられることはなかった。

- 27) オーストラリアにおける「ホーム」研究の興隆には問題点も存在する。言語の習得や長期にわたるフィールドワークというしほりがある人類学では、奨学金支給期間が終了した時点で博士論文が完成しないのが最近までの慣例であった。院生は課程博士の身分をもったまま就職するケースが多く、ますます学位取得までの期間が延びる。制度側にとっても学生にとっても、費用も時間も削減できる自国内研究は現実問題として好都合であるという側面は否めない。

文 献

日本語文献

- 浅川晃広
2008 「2007年豪州連邦総選挙結果の分析：スウィングを中心に」『豪日交流基金助成オーストラリア学会・慶應義塾大学21COE-CCC戦後市民意識研究サブユニット共催慶應義塾大学大学院特別公開講義議事録』pp. 19-30, 東京：オーストラリア学会。
- 太田好信
2001 『民族誌的近代への介入——文化を語る権利は誰にあるのか』京都：人文書院。
- 塩原良和
2005 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』東京：三元社。
- 杉田弘也
2008a 「何がハードを敗北に追い込んだのか——2007年連邦総選挙」『豪日交流基金助成オーストラリア学会・慶應義塾大学21COE-CCC戦後市民意識研究サブユニット共催慶應義塾大学大学院特別公開講義議事録』pp. 31-41, 東京：オーストラリア学会。
2008b 「オーストラリア連邦議会の先住民族への謝罪が持つ意義」『世界SEKAI』2008年4月号, pp. 33-36。
- 鈴木清史
1993 『増補 アボリジニー——オーストラリア先住民の昨日と今日』東京：明石書店。
- 関根政美
1991 『マルチカルチュラル・オーストラリア——多文化社会オーストラリアの社会変動』東京：成文堂。
1997 「多文化主義国家オーストラリアの誕生とその現在」西川長夫・渡辺公三・ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在——カナダ・オーストラリア・そして日本』pp. 147-164, 京都：人文書院。
- ターナー, T.
1998 「人類学とマルチカルチュラリズム——マルチカルチュラリストが留意すべき人類学とはなにか？」『現代思想』26-27: 157-175。
- 西川長夫・渡辺公三・ガバン・マコーマック編
1997 『多文化主義・多言語主義の現在——カナダ・オーストラリア・そして日本』京都：人文書院。
- ハージ, G.
2003 『ホワイット・ネイション——ネオ・ナショナリズム批判』保莉実・塩原良和訳, 東京：平凡社。
- 藤川隆男
1995 『オーストラリア 歴史の旅』東京：朝日新聞社。
- 藤川隆男編
2004 『オーストラリアの歴史——多文化社会の歴史の可能性を探る』東京：有斐閣。
- 古谷嘉章
1998 「異種混淆の近代と人類学」『現代思想』26-27: 92-105。

大野 「マルチカルチュラル」オーストラリアにおける人類学

細川弘明

1997 「先住権のゆくえ—マボ論争からウィック論争へ」西川長夫・渡辺公三・ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在—カナダ・オーストラリア・そして日本』pp. 177-199, 京都: 人文書院。

山本真鳥

2006 「『特集』日本のネイティブ人類学 序—ネイティブ人類学の射程」『文化人類学』71(2): 196-201。

外国語文献

Acciaioli, G., K. Robinson and R. Tonkinson

1999 Challenges for the Social Sciences and Australia: Anthropology. *Anthropological Forum* 9(1): 63-74.

Austin-Broos, D.

1997 *Jamaica Genesis: Religion and the Politics of Moral Orders*. Chicago: The University of Chicago Press.

1998 Falling through the 'Savage Slot': Postcolonial Critique and the Ethnographic Task. *The Australian Journal of Anthropology* 9(3): 295-309.

Beckett, J.

2002 Some Aspects of Continuity and Change among Anthropologists in Australia or 'He-Who-Eats-From-One-Dish-With-Us-With-One-Spoon'. *The Australian Journal of Anthropology* 13(2): 127-138.

Brunton, R.

1999 Hindmarsh Island and the Hoaxing of Australian Anthropology. *Quadrant* (May 1999): 11-17.

Clifford, J.

1986 Introduction: Partial Truths. In J. Clifford & E. Marcus (eds.) *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*, pp. 1-26. Berkeley: University of California Press.

Durkheim, E.

1961 [1912] *The Elementary Forms of the Religious Life*, translated by J. W. Swain. New York: Collier Books.

Elkin, A. P.

1963 The Development of Scientific Knowledge of the Aborigines. In H. Shiels (ed.) *Australian Aboriginal Studies*, pp. 3-28. Melbourne: Oxford University Press.

Frazer, J. G.

1910 *Totemism and Exogamy*. London: Macmillan.

Freud, S.

1950 [1913] *Totem and Taboo: Some Points of Agreement between the Mental Lives of Savages and Neurotics*, translated by J. Strachey. London: Routledge.

Gennep, A. v.

1906 *Mythes et Legendes d'Australie*. Paris: Librairie Orientale & Americaine.

Gray, G.

2007 *A Cautious Silence: The Politics of Australian Anthropology*. Canberra: Aboriginal Studies Press

Gupta, A. and J. Ferguson (eds.)

1997 *Anthropological Locations: Boundaries and Grounds of a Field Science*. Berkeley: University of California Press.

Hiatt, L. R.

1996 *Arguments about Aborigines: Australia and the Evolution of Social Anthropology*. Cambridge, UK.: Cambridge University Press.

Jackson, A. (ed.)

1987 *Anthropology at Home*. London and New York: Tavistock Publications.

- Keen, I.
1993 Aboriginal Beliefs vs. Mining at Coronation Hill: The Containing Force of Traditionalism. *Human Organization* 52(4): 344–355.
- Keen, I. (ed.)
1988 *Being Black: Aboriginal Cultures in 'Settled' Australia*. Canberra: Aboriginal Studies Press.
- Lang, A.
1905 *The Secret of the Totem*. London: Longmans and Green.
- Lippmann, L.
1996 *Generations of Resistance: Mabo and Justice*, Third Edition. Melbourne: Longman.
- Macdonald, G.
2001 Does 'Culture' Have 'History'? Thinking about Continuity and Change in Central New South Wales. *Aboriginal History* 25: 176–199.
- Maddock, K.
1998 Bearing Witness. *Australian Anthropological Society Newsletter* 75: 23–25.
- Malinowski, B.
1963 [1913] *The Family among the Australian Aborigines: A Sociological Study*. New York: Schocken.
- Marett, R. R.
1909 *The Threshold of Religion*. London: Methuen.
- McCall, G.(ed.)
1982 *Anthropology in Australia: Essays to Honour 50 Years of Mankind*. Sydney: Anthropological Society of New South Wales.
- McKnight, D.
1990 The Australian Aborigines in Anthropology. In R. Fardon (ed.) *Localizing Strategies: Regional Traditions of Ethnographic Writing*, pp. 42–70. Edinburgh and Washington: Scottish Academic Press And Smithsonian Institution Press.
- Merlan, F.
1998 *Caging the Rainbow: Places, Politics, and Aborigines in a North Australian Town*. Honolulu: University Of Hawai'i.
2005 Explorations towards Intercultural Accounts of Socio-Cultural Reproduction and Change. *Oceania* 75(3): 167–182.
- Morgan, L. H.
1964 [1877] *Ancient Society*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Morton, J.
1999 Anthropology at Home in Australia. In J. Morton (ed.) *Anthropology at Home in Australia (The Australian Journal of Anthropology, Special Issue 11)*, pp. 243–258. Sydney: The Australian Anthropological Society.
- Morton, J. (ed.)
1999 *Anthropology at Home in Australia (The Australian Journal of Anthropology, Special Issue 11)*. Sydney: The Australian Anthropological Society.
- Peterson, N.
1990 'Studying Man and Man's Nature': The History of the Institutionalisation of Aboriginal Anthropology. *Australian Aboriginal Studies* 2: 3–19.
- Radcliffe-Brown, A. R.
1929 Notes on Totemism in Eastern Australia. *The Journal of the Royal Anthropological Institute*, 59: 399–415.
- Spencer, B. and F. J. Gillen.
1899 *The Native Tribes of Central Australia*. London: Macmillan.
- Sutton, P.
2003 *Native Title in Australia: An Ethnographic Perspective*. Cambridge, New York, Port Melbourne, Madrid, Cape Town: Cambridge University Press.
- Tonkinson, R.
1997 Anthropology and Aboriginal Tradition: The Hindmarsh Island Bridge Affair and the Politics of Interpretation. *Oceania* 68(1): 1–26.

Toussaint, S.

- 2004 Contextualising Native Title, and this Volume. In S. Toussaint (ed.) *Crossing Boundaries: Cultural, Legal, Historical and Practice Issues in Native Title*, pp. 188. Carlton, Vic.: Melbourne University Press.

Trigger, D. S.

- 2004 Anthropology in Native Title Court Cases: 'Mere Pleading, Expert Opinion or Hearsay'? In S. Toussaint (ed.) *Crossing Boundaries: Cultural, Legal, Historical and Practice Issues in Native Title*, pp. 24–33. Carlton, Vic.: Melbourne University Press.

Wild, R. A.

- 1974 *Bradstow: A Study of Status, Class and Power in a Small Australian Town*. Sydney: Angus and Robertson Publishers.

